



順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
2	田 原 清 孝	1 し尿処理施設整備計画について (1) 今後の取組について  2 五條市民の医療の充実について (1) 今後の取組について	市長  市長
3	藤 富 美恵子	1 奈良県立五條病院の充実に対する市の取組について  2 市民の足である市内巡回バスについて  3 市長の政治姿勢について	市長・部長  市長  市長
4	大 谷 龍 雄	1 今井予定地への消防庁舎建設を目指す来年度の予算編成について  2 河川における水難事故防止対策について  3 五條市衛生センターの改築内容について  4 指定管理者制度導入の問題点について  5 市議会議員の資料要求における公文書の閲覧及び写しの交付に関する今回の措置の問題点について	市長  市長・消防本部次長  市長・部長  市長・部長  市長

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員（二十一名）

十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
榎	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池	藤	川	太	西
塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上	富	村	田	本
凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋
									比		恵				

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉	十七番	黄
副市長	榮	十八番	土
教育委員長	岸	十九番	榮
教育長職務代行者	本	二十番	大
市長公室長	辰	二十一番	田
総務部長	本		
都市整備部長	本		
生活産業部長	元		
健康福祉部長	敏		
上下水道部長	卓		
健康福祉部長	正		
上下水道部長	脇		
消防本部次長	本		
山	田		
上	山		
西吉野支所長	福		
会計管理者	上		
野	井		
支	純		
所	孝		
長	善		
	衡		
	正		
	卓		
	元		
	敏		
	信		
	辰		
	悦		
	勝		
	晴		
	夫		
	美		
	子		
	雄		
	也		
	弘		
	三		
	司		
	雄		
	司		
	久		
	男		
	二		
	孝		
	雄		
	次		
	嗣		
	夫		

事務局職員出席者

大塔支所長  
監理管財課長  
企画財政課長  
市長公室次長  
秘書課長  
庶務課長

窪 下 佐 櫻 新 土  
村 古 井 井 井  
佳 洋 憲 敬 健 祥  
秀 次 美 三 夫 嗣

事務局長  
事務局次長  
事務局係長  
事務局主任  
速記者

柳 笹 西 乾 川  
ヶ 瀬 谷 峯 西  
五 久 敏  
美 豊 美 旬 美

午前十時二十六分再開

○議長（北山和生）ただいまから、去る七日の散会前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（北山和生）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（北山和生） 日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いします。

なお、議員各位には先の議会運営委員会で御協議いただきましたとおり、一般質問は最初登壇し、質問の要旨等を発言していただき、その後自席に戻り、挙手の上、発言許可を得て、一問一答方式により一般質問を行うこととし、理事者側の答弁はすべて自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長（北山和生） 初めに、二番太田好紀議員の質問を許します。二番太田好紀議員。

〔二番 太田好紀登壇〕

○二番（太田好紀） 皆さんおはようございます。

議長から発言許可をいただきましたので、質問の説明を申し上げます。

今回は、四年間に行った一般質問及び質疑等に対する検証を行いたいと思っております。まず、検証につきましては六項目。要旨としては、（一）支所機能の充実について。ア、高齢化が進む山間地の災害時の対応についてであります。（二）市道の維持管理についてであります。（三）合併協議会で決定した「にしよしの荘」の跡地利用についてであります。（四）公共交通の確保について。（五）西吉野夜中谷における産業廃棄物処理場について。（六）財政計画について。ア、財政健全化計画の進捗よく状況について。イ、今後の見通しについて。ウ、合併特例債の執行についてであります。

それから、続いてほかの一般質問では、二で五條市農林業関係補助金について。（一）五條市青ネギ生産組合への補助金、五百五十万円についてであります。

三、市立五條東中学校校舎棟耐震補強工事についてであります。（一）で、六月二十九日に入札告示した内容を七月七日になってから変更したことについて。

そして、四、人事について。（一）教育委員の選任について。（二）休職になった消防長についてであります。

どうかよろしくお願い申し上げます。

〔二番 太田好紀自席へ〕

○議長（北山和生） 一般質問の時間、太田議員、バランスをよく考えてよろしく申し上げます。（「二番」の声あり）二番太田好紀議員。

○二番（太田好紀）では、質問させていただきます。

まず始めに、今回はこの四年間に一般質問した総括として再度検証したいわけですが、まず第一点目に支所機能の充実について。高齢化が進む山間地の災害時の対応についてであります。

まず始めに、平成十九年十二月議会において支所機能の充実についてを質問いたしました。市長からは、「市民サービスが低下することのないように十分留意してまいりたい。」との答弁がありました。しかしながら、職員数一つをとっても、西吉野の場合、合併時は三十四人、大塔が二十三人、現在西吉野が十五人、大塔が十四人であり、この支所機能縮小は地域の危機管理の低下ととらえることができると思っております。

また、市長は、「災害時、緊急時に関しては風水害時の初動体制は支所の職員を中心に、管内を熟知している旧村の職員等で体制がとれるように検討したい。」と答弁されております。支所機能の低下においては、災害時、緊急時、そのような対応にも大きな影響を受けると考えます。災害時の地域住民同士の共助、いわゆる地域力に頼るのも、余りにも山間地域では高齢者世帯、高齢者の一人住まいが増えております。

再度、市としてはどのように考えておられるのか、御答弁願いたいと思います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の一般質問ですね。支所機能の充実について。高齢化が進む山間地の災害時の対応についてお答えいたします。

平成十九年十二月の定例会での一般質問でもお答えいたしましたとおり、市では職員初動マニュアルによりまして災害発生時の動員体制を定め、運用しております。

また、災害の種類によりますが、地震発生時には職員は勤務場所にかかわらず、五條市役所本庁舎、西吉野支所、大塔支所のうち最も早く到達できる所へ参集することとなっております。我が町五條市は、へき地。山間部が多く、点在いたしております。いったん災害が発生いたしますと大変だと、認識はしております。

このことから、本年の七月十一日の市防災訓練の実施に際ししても、吉野川河川敷をメイン会場とし、西吉野町を三箇所に分散、大塔町と、それぞれの五会場で市職員、地元消防団員、地元赤十字奉仕団、駐在所の警察官、地元住民の参加をいただき、実災害を想定して防災訓練を実施したと

ころであります。

市といたしましたは、それぞれの自主防災組織を通じて防災への関心を啓発し、防災の基本である、自助、共助、公助を習得していただきたいと考えております。その中で、西吉野町の白銀北地区、白銀南地区につきましても自主防災組織が結成されておりますので、地区自治会を通じて結成を呼び掛けているところでございます。

今後、災害の発生時間や規模に応じて速やかに対応ができるよう、職員間、関係機関、地元住民との連携を密にしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）二番太田議員。

○二番（太田好紀）今、河川のはんらんによる災害よりも各地の災害が実証しているように、ゲリラ豪雨による土砂災害や地震災害を心配するべきだと考えます。その際、道路網が崩壊したり、通信機能がまひしたり、使えなくなったりすれば、陸の孤島になるかもしれないと思います。大塔については消防の救急業務が設置されましたので、十津川の事務受託で更に充実され、職員も増えておりますのでまだしもいいかもしれませんが、西吉野においては、災害があった場合、まず対策基地となるのが支所だと思います。そのとき、現在の人数でこの広い西吉野地域に対応することはできないと思います。

ただいまの市長の答弁からは、五條からも、大塔からも、いろんな地域から行けると言いました。もし、大きな災害、地震があったり、風倒木があったり、いろいろしたとき、今回も二箇所、一つは大日川地区で、一つは百谷地区で大きな土砂崩れがありました。そういう形の中で、道が寸断された場合、そうなった場合、西吉野は西吉野独自でやっていかなければならない。そうすると、先ほど市長が言われたように、自主防災組織、大変いい言葉だと思います。しかしながら、もしそういう形で組織を作ったとすれども、西吉野で昼間に災害があった場合、やはり皆さんが働きに行つて、ほとんど高齢者の人しか残っていない。そうすると、やはりその機能を充実するならば、支所の職員さんが基本となり、そこが基地となつて進んでいくのじゃないかなと思っております。そういうことを考えたときに、やはり支所機能の充実が必要不可欠であると私は思っております。

そこで、前にも言ったように、西吉野、大塔は、農と林であります。そういう形の中から、前も私は言ったことがあると思えますけれども、農林課を支所に設置することによって人間の確保ができる。また、常駐することによって、いかなるときでも災害の対応もできる。やはり、本庁舎に極集中するのではなく、ある程度、災害時でも、緊急時でも対応できるような、そういう体制をとってもらうのが一番望ましいのではないかと、これは市長の権限一つでできると思えます。そういう形の中で、支所の機能というよりも、三十五人おったのが今は十五人です。とても少ないです。そ

ういう形の中で、確かに仕事量としてはそれだけの人間でいいのかもわかりませんが、災害を含めて考えたときには、そういう形でやる方法が一つではないかなと。やはり、この本庁舎に一極集中するのじゃなくて、分散してやっていただけたら災害時でも対応できるのではないかなと思います。その辺の見解を市長に求めます。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） そういう災害のことも十分と考慮して、太田議員がおっしゃるように私の権限でやっておるということでございます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） その辺を踏まえて、市長の権限で早急な対応を願いたいと思います。

続いて、市道に対する維持管理であります。

平成十九年九月に市職員削減に係る組織機構の見直しについての中で、市道に対する維持管理をどうするのかということを質問させていただきました。

西吉野や大塔は、地域の皆さんが今まで行ってきた市道の維持管理のための奉仕作業を行うには、高齢化が進み、できなくなっている状況になっており、大変苦勞をしております。市民として、自分たちでできることは自分たちでやっていきたいと努力しておりますが、頑張ってもできないことには、市としても手を差し伸べていただくべきだと考えております。

過去の質問では、維持管理の方策を作っていたかとお願いましたましたが、現在、職員数も計画した以上に退職される方が多く、早期退職のみ再雇用する中で、行き場のないところに無理に入れていく状況であると考えます。これこそ市長の判断一つで、高齢化地域への有効な支援ができるチームを作ることができるのではないかと思います。市長の考えを求めます。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の一般質問につきまして、失礼して自席からお答えさせていただきます。

市民生活に密接する市道の維持管理ですね。安全で住みよい生活を保持するものであり、良好な交通環境を目指し努力しているところであります。

ちなみに、現在市道として維持管理している総延長は約七七〇キロございます。簡易な補修や舗装等に使用する原材料費や消耗品等については、地元自治会にお願いし、地元住民の方々に御迷惑をかけないよう材料を確保いたし、支給という形で地元提供させてもらっております。

担当課職員につきましても、経費節減を図るため、職員自らでき得る限り草刈や清掃等の作業を行っております。

なお、西吉野、大塔地域においても、合併後、高齢化、一人暮らしの方々の人口が増加し、従前より実施してもらっている自治会の奉仕もままならない地域がある状況に至っております。

市道の維持管理費の経費は、現在取り組んでいる行政改革及び厳しい財政状況の中、毎年一〇から二〇パーセントの減額予算をやむなくいたしております。

太田議員のおっしゃる提案の内容は大変よくわかります。しかしながら、二年前の平成十九年九月議会でもお答えいたしました。私といたしましては、現在でも市道を含めた市有財産の簡易な維持管理は職員ででき得る範囲、自力で行うという体制で考えております。

また、先の衆議院選挙においても政権交代が現実となった渦中、地方の行政においても広い視野や考えを持ち、対処することは、今後更に重要なことかと考えております。

我が町を住みよくきれいにするというボランティア精神ということを踏まえながら、地域住民の方々及び地域外の方々の参加も含め募集したり、職員の皆様にも部署を離れてのボランティア活動に御理解いただき、進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）二番太田議員。

○二番（太田好紀）市長、私は維持管理のことで、今職員で賄っているということなんですけれども、だから私が今言いたいののは、早期退職で辞めて再雇用されています。確かにこれからは市長が、今回定例会で出されております指定管理者制度について、どんどんこういう形で進めていくとするならば、今度は受皿がなくなってくると思われます。そういう形になれば、再雇用の方がチームを組んで、そういう作業班を設置して地域に配置をしていただけないかなということでもあります。確かに七七〇キロというと相当な距離でありますけれども、私、市長が言うたようにボランティア精神で、地域は地域で自分たちがやっていくということは当然でありますけれども、ただ、西吉野や大塔につきましてはできない状況になっております。高齢化が進み、盆前に私たちの地域ではどこでも草刈りとかをやるのですけれども、ほとんど七十歳、八十歳の方が出てこられています。けれども、ほとんど作業ができないという状況になっている。だから、できる範囲内は地元でやれますけれども、できないことはやはり市として配慮していただきたいなと思うところであります。

例えて言うならば、もともとふるさと道路ということで、西吉野には神野から奥谷に抜けた道があります。あそこは広域農道で、県に造っていただ

いた道ですけれども、今は市道になっております。あの道は二車線でありますけれども、両サイドから草が生え込んで、ほとんど一車線しか通れない状況であると。もし対向すれば、どちらにも草が車に引つかかるような状態で、それも今の状況で放置したままであります。だからそういうことも踏まえて、ある程度地域の努力も必要かもわかりませんが、そういう面、できない分、やはり対応を、そういういろんな形の中で。特に今、指定管理者制度にほとんど移行されたら、市に再雇用をされた方は行き場がなくなると思っています。そういう方をそういうチームにするか、職員でそういう位置的な形の配置をしていただけないかということを質問させていただいたわけでありますけれども、その辺、再度市長の見解を求めたいと思います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 最初の答弁のとおり、道路維持は大変重要かと思っております。しかし、財政事情、そしてまた、よくあちらこちらから言われる街灯の問題ですね、暗いからとかよく言われるのですが、やはりへき地と言われるところ、街灯、欲しい要望というたら本当に何百と言われるくらいだと思います。それぞれ現状に合わせて御辛抱いただいております。退職した方にも一応適材適所で、今まで得た、職場でなるべくというような形も踏まえながらやっておるという現状でございますので御了解願いたいと思います。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） 市長、私が言っていることの答弁になっていないのですけれども、そして地域で頑張ることは、ボランティアでやっているところもありますけれども、できないところはそのまま、市道においても放置して放っておくしかないという解釈でよろしいのですか。私はそういう形の中で、できるだけ地域でできることは地域でやってもらいますけれども、ただ、できないところは市で、また、いろんな形の中でお願いしたいということを言っているのですけれども、それは無理ということですか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） その、放っておくというのと違いました、市道七七〇キロの中で目の行き届かないところもあるでしょう。でも、言うていただいた場所においては、できるだけ草刈りとかということとは担当の方でさせていたおると思っています。

言うたさかい全部というのではなくて、できるだけそういうことはやっていかしていただいていると、そのように思っておりますし、自治会長さんとかそういう方にも言うていただいたら、それはその都度、少ない予算の中でも、対応は十分じゃなくてもできるだけ努力はさせていたおると、放っておくとかそういうようなことは、あんたが思うだけで、私は思っておりませんよ。一生懸命やっておる。（「あんたではありません」

「の声あり」また間違った、太田議員、そういうことでございます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） 市長、できる限りそういう形で、西吉野、大塔というのは高齢化であります。そういう形の中で、地域のごは地域で頑張っていくというのは当然でありますけれども、ただ、高齢化の中でできない部分がありますので、それは自治会を通してでも要望があればできるだけ対応していただきたいと思えます。

続きまして、三番であります。合併協議会で決定した「にしよしの荘」の跡地利用についてであります。

平成十八年九月、平成二十年六月、平成二十年九月の各定例会において、合併協議会で決定した、にしよしの荘の跡地における複合型施設、在宅福祉施設の整備について質問をいたしました。ようやく福祉については設計が進んでまいりましたが、しかし、もう一つの観光についてはいまだに進んでおりません。合併に伴い旧西吉野村が村民に交わした約束、合併協議で決められたことがいまだに進んでいないことはまことに残念であり、いつから進めていかれるのか、現在どのような状況であるのか、市長にお聞きしたいと思います。

今年の三月定例会における五條市の財政状況は何年後に健全となる見通しなのかとの質問に市長は、「今はっきりと、何年後に健全化になるということは非常に難しい。」と答弁をしております。確かに国からの地方交付税や税収については不確定な部分がありますが、ある程度の予測は立てられるはずであります。その予測も立てられず、ただただ見通しがわからないという状況の中で歳月を通過させるならば、十年間と期限をつけられている合併特例債がどのようになるのか、大変疑問と不安を感じます。あと五年しかないのです、市長。

市長は、今後どのように進めていくのか、合併特例債の位置付けはどのように考えているのか、この二点を御答弁願いたいと思えます。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 二番太田議員の一般質問、合併協議会で決定した「にしよしの荘」の跡地利用についてお答えをいたします。

平成十七年合併当時、観光宿泊施設・在宅福祉施設の複合施設の整備ということで新市建設計画に盛り込まれ、整備する方向で計画検討されてきましたが、観光宿泊施設は、宿泊を伴う観光施設、また民間と競合する施設は、合併特例債の対象事業として適さないという県からの方針であり、その後、建設検討委員会できていると検討した結果、現在は在宅福祉施設の整備に重点を置いて進んでおります。

現在、在宅福祉施設につきましては設計業務の発注が済み、年度内に実施設計が完了する見込みで、平成二十二年度の完了を目指しておるところでございます。

残る観光施設につきましては、現時点の五條市の財政状況及び現在の社会情勢等を勘案したとき、当初の観光宿泊施設については断念せざるを得ないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）二番太田議員。

○二番（太田好紀）平成十九年九月の市長の答弁では、「西吉野との約束は市長になってから初めて知った。約束したことは守っていききたい。」と、こういう答弁をされております。平成二十年九月では、にしよしの荘の調査費、測量費として一千五百四十万円の予算を付けていただいたときには、市長は、「まずは財源の確保が必要。」と、一転して方向を変えております。そして、今年の三月においては、合併特例債は平成二十六年までになっているが、市長は、「努力はするが、いつまでということは難しい。」と答弁をされております。

これは、市長ね、今市長の答弁ですと、財政状況及び現在の社会情勢を勘案したとき、観光宿泊施設を断念せざるを得ないと今言いましたよね。それは、市長の個人的な考え方なのか、五條市全体としての考え方なのか、まずこれを明確にお聞きしたいと思います。

なぜそれを聞きたいかというと、これは新市建設計画に明確に位置付けられております。今、個人的な意見でしたらいざ知らず、建設計画に位置付けられているのですよ、市長。それを、断念せざるを得ないというふうな、安易なことで言われたら大変困ると思うのです。もともとは観光から始まりました。複合施設を分離しようということから始まって、観光と福祉ということの二つで始まりましたけれども、まず観光におきましては、先ほど市長が言ったように宿泊施設は駄目だと県から言われました。私たち西吉野のとき、合併協議会の中におきましては、別にその当時、県は宿泊施設でもよいと、こういうふうに言われておったわけですけれども、それから方向が一転したのか、駄目だということ、これは仕方がないと思うのですけれども、宿泊施設だけが観光施設ではないと思うのです。だからそれを踏まえて、検討するからといって、今度は福祉を優先しようということ、平成二十年度に変更になったわけでありまして。そして、今現在、調査、設計に至っているわけでありまして、この観光においては、宿泊施設は駄目だということは私たちも認識をいたしました。しかしながら、観光というのは宿泊施設だけではありません。そういう形の中では、ほかの形の中で考えていただきたいということで、各担当課もいろんな研究を、多分あのときプロジェクトチームを作っていました。その中で協議はされたわけです。そして、市長、これは聞いておいてほしいのですけれども、私たち、平成十七年度に合併の調印をするまでに、いろいろと、西吉野の中で説明会にも回りました。そやけど、最終的にこの宿泊施設とか観光施設、在宅福祉施設、このことをやってくれるということで、そしたら合意しようというのが、これが一つの形の中で、村民の皆さんは理解をしてくれた状況があります。そういうことを考えながらすれば、市

長、安易な形で断念せざるを得ないというような無責任な答弁は、大変私としては納得できないと。それと、財政状況、市長は、何も財政状況のことを明確に示していないでしょう。いつから健全な……、借金、借金と言って、健全化にはいつからなるのか。そしたらこれ……合併特例債、二十年間までにやらなくてはならないのですけれども、まだ事業がいっぱい残っているわけですよ。こういう状況になると、すべてをしないと、ということですか。そうなりますので、そこらを踏まえて、財政状況って、すべてを踏まえた形の中でやはり総合的な判断をしてくれたらよろしいですけれども、これは西吉野の旧の村民の意識として、合併をしたという認識の下で、進めたということはまず認識していただきたい。軽率にそういうことは言わないでほしい。そして、新市建設計画にちゃんと明確に位置付けられておるんですよ。それを無視するということは……、副市長、それを教えたくてほしい、新市建設計画に位置付けられておるのを。そんなこともわからないのかなと。私としては、それを無視してやるということ自体が理解できない。市長、再度答弁を願いたいと思います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 合併は十七年、私はまだ市長の席にはおりませんでした。しかし、合併のときの約束事と、いろいろ努力した結果、県が合併時に約束したと言われたことを、それが県の方で観光部門は駄目だということ。私は合併のときの約束を県の方へ受け継ぎ、二回提出いたしました。二回提出したけれども、二回とも県の方では困ると、これは太田議員もご存じだと思います。

それで、一応、私は、合併のときの責任は果たしたつもりでおります。しかしその後、地元の地域審議委員会、そういう方々、またいろんな方々から、観光はいいけれども福祉だけでもどないかという御意見があったと思います。それも太田議員ご存じだと、「知りません。」の声あり……、知りませんか。認識不足ですなあ。そういうようなことの中で、私は観光を引付けると駄目やから、観光を離してやたらどないかと、確か私の記憶では観光を外して、福祉だけやってくれというような意見があったように、ちよつと私の思い違いかしりませんが、（議場に声あり）私は思っております。どちらが忘れておったのか。私はそういうことがあって、福祉の方へということでございます。太田議員がそれはなかったということであったら、私はそれはそれでも結構です。そのときに私は、財政事情が大変厳しい中、合併のときの約束は県の状況が変わったということで、合併の決まったことができないということですね。これは私、二回とも申請したので間違いはございません。しかし、その中で変則的に観光部門を切り離して福祉ということ、これは確か地元の意見やっただけだと思いますよ。太田議員は知らないということですね。そういうことで進めてきました。（議場に声あり）いや、待ってください。（議場に声あり）教えときましょう。そういう中で、観光部門を切り離してもやっていこうということでございます。しかし、観光部門にいろんなことも儉約しながら福祉をやっていくということでしたので、今、観光部門をどないというので

したら、はっきり言つとききます。福祉部門も中止いたします。ね、観光もということであつたら、そういうことですので、中止いたします。そういうことを答弁とさせてもらつておきます。(「二番」の声あり)

○議長(北山和生) 二番太田議員。

○二番(太田好紀) まるつきり市長、それは認識が間違つておる。まず、地域審議会の権限ということを確認してください。これは事業を変更した場合とか、それに対してのときの…地域審議会は、最終決定は、議員がするわけです。そこで観光はいいと、福祉つて、それは市長の勝手な解釈であります。多分、私その議事録を見たときに、まだ記憶にありますけれども、まず観光が、そして宿泊施設。そして駄目なら、観光よりもまず先に福祉をしてくださいということの内容であつたと思います。だから、多分それは市長の認識不足だと思います。観光は要らないから福祉だけでいいということは、一切その地域では言っておりません。地域審議会でも。また、もしそういうことを言われたとしても、地域審議会というのは何の権限もございません。勝手な市長の解釈で、勝手にその人の言葉を引用しているだけであつて、最終的には議会が決定することでありませぬ。地域審議会の権限というものを、もうちよつと認識を、まずしていただきたいと思ひます。

それと、市長、この観光に関して誤解をしないでほしいのですけれども、県との協議の中で宿泊施設ということがありました。これは、その中で、市長が何回も足を運んでくれたということは聞いております。ただ、観光は宿泊施設だけではありません。わたしらは、宿泊施設だけを望んでいたわけではありません。だから、観光と言うても、いろんな形のものと考えられる。宿泊施設が駄目だからプロジェクトチームを、当時平成二十年に作つていただいて、したら、それに見合うものを考えようということ、そのときの担当課が作つてくれた部分もあります。だから、宿泊施設は駄目ですけれども、違う形で、何らかで進めていこうと。そして、今の市長の答弁、大変私が理解できないのは、そう言う、そこまで言うのだったら福祉もしないと。何ということ言うのですか。それは市長、むちゃくちゃですよ。(議場に声あり)ね、これを言うたらこれは駄目だとか。市長、まず、もうちよつと合併特例債の認識をしてください。百七億円のいろいろの中で、五條市と西吉野と大塔で協議をされました。その中で、うちらで約十三億九千万、複合型という形で位置付けをされて、その中で分離をしたという形の中で進んできた。その中で、観光も言うのだったら福祉をやめるつて、そんな、ここで市長、無責任な対応…、そして、今言つたように、新市建設計画でちゃんと明確にうたわれているわけですよ。それも市長、この本会議場でそういう無責任な、西吉野と合併するときの約束、皆さん総意で理解をしていただいて、そして合併したという経過を踏まえたとき、そんな無責任な。そこまで言うのだったら、福祉はやらないつて、こんなばかげた…。

それと市長、十七年に合併したときは、市長はそのときは市長じゃなかったということとは理解できませんが、なんぼ市長が違うからといって、行政は

継続なんですよ。市長が替わったところ変わるというように、そういう行政じゃないのですよ。行政は継続なんですよ。自分が替わったからって、そういう個人的な考えでやられたら、行政というのは駄目だと思います。そこらももっと認識をさせていただいて、まず撤回するか、福祉をしないとか、そういうことを、子供じみたことを言わないで、前向きな形で、西吉野の旧の村民の意識を理解させていただいて、福祉は今進んでいただいております。そして観光も、何らかの形の中で進めていただけるように。あと六年しかないのです。五年ですか、そういう形の中で、再度市長に申し上げ、答弁していただけますか、市長。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は合併のときの経緯も踏まえて、そして、県とも話をした結果そういう方向できたと。そして、財政事情が厳しい中、福祉の方はどないかしようやないかと。ほかのことも御辛抱願いながら、まずこれをやっていこうと、そういうことでやってきました。しかし、あれもこれもということは今の五條市にはできません。そういうことも御理解願えないのでしたら、まず福祉の方も、大変厳しい中ですので、先ほど言いましたように一応中止ということも考えて、観光もね。それがスタートでしたからね、私は、県の、受け継いだのは。そういうことでございます。するときには、私は皆さんと話をして、じゃあ観光は駄目やけど福祉でいこうということ、財政をどないどねん出ということをやってきたわけでございます。それもそれ、これもこれというのはいかがなかなと思いますので、別に私は受け継いだ部分は県にちゃんと申請いたしました、県から駄目だということをちゃんと回答いただいておりますので、じゃあ元のとおり、私は福祉もやろうとしたのですけれども、それも一応中止ということは再度申し上げます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） まるつきり認識が違いますよ。そやから観光、県で駄目だというのは、宿泊施設が駄目だということなんです。宿泊施設だけが観光じゃないのですよ。いろんな形、多面にわたっている検討もしてくれているわけです。そやから、宿泊施設は、確かに県は駄目だと言ったけど、それですべてが駄目だということの認識が、まず市長、それは間違っています。だからそこらを踏まえて、旧の西吉野村民の願いも踏まえて、そういう無責任なことを言わないで、継続している形の中で、今財政状況が厳しいのは十分理解しています。その中で、市長、二百二、三十億のお金を何もかも一番だと言うて、そんなばかげた話も市長はしているわけですか。そこらを踏まえて市長、もうちよつと正常に、また、合併の約束の協議の経緯、至った経緯、そこらを踏まえて、慎重に、また真剣に考えていただきたいと思えます。

もうこれで終わらせていただきます。

続きまして、公共交通の確保についてであります。

平成十八年三月に質問いたしました。奈良交通路線バス休廃止について、西吉野地区においては三路線のうち二路線までが奈良交通に替わり、デマンド方式や地域乗り合いバスといった形で運行していただいております。また、十月から奈良交通が廃止する城戸下市路線についても、現在、担当課がデマンド方式の導入について調整を進め、検討していただいているところであります。

この件につきましては、市長始め各担当課に大変感謝するとともに厚くお礼を申し上げます。しかしながら、この三路線についても実証実験ということで、現在は国から二分の一の補助が出ております。二十二年度からはこの補助制度がなくなります。この先、国の補助金が切れた場合、市長は過疎地域の公共交通の在り方をどのように考えているのか、市長の答弁を願いたいと思います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 公共交通の確保についてお答えいたします。

公共交通の確保は、市民が公共交通を利用してもらうことが何よりも重要であり、維持継続は大変重要であります。しかしながら、山間地域では利用者の減少によりバス事業者の不採算路線からの撤退が進む状況であり、交通弱者、特に高齢者の通院、買物等日常生活に支障をきたしている状況です。

本市の西吉野地区では平成二十年度より二路線が休止されたことに伴い、国土交通省の地域公共交通活性化・再生総合事業補助金、補助率は二分の一を活用し、デマンド方式の乗り合いタクシー及び生活バス、又は大塔地区ではデマンド方式の生活バスを平成二十年四月から実証運行を実施しており、事業期間については平成二十年度から平成二十二年度までの三箇年であります。

また今回、十月一日より下市城戸線の平原城戸間の休止も決定され、その代替交通としてデマンド方式の乗り合いタクシーを導入する予定であります。また、これにつきましても平成二十二年度末までの運行となっております。

今後も引き続き公共交通の確保、空白地域解消として高齢者等の交通弱者の通院や公共施設へのアクセスなどの対応策としては大変重要であります。が、市単独事業では財政的に非常に難しい状況であるため、平成二十二年度からの新たな過疎法の制定要望や県の移動副知事室での陳情活動を含め、国土交通省へ働き掛けを積極的に行っております。

地域公共交通活性化・再生総合事業の継続実施に向けての取組など新たな財政支援を、引き続き国へ強力に陳情してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） このことに関しましては、大変財政もかかっております。そういう形の中で、市長から、今は国の補助金二分の一になっていきますけれども、それが二十二年度の三月で切れるということであります。そういう形の中で、今、市長から過疎法の制定とかいろいろ言われましたけれども、それはそれとして、国へ陳情や、またそういう形の中で基幹バスの乗り合いバスとか、いろんな形でこの山間部に関してそういう補助制度をもっと整備をしていただくように、やはりこれは五條市だけではなく、奈良県全体の過疎地域の中で市町村長がタイアップして国へ要望していただきたいなど。そうしないと、本当にこれから高齢化が進んで、七十歳、まあうちのところでは八十歳の方もまだ車に乗って走っています。本当に大丈夫かなというところがあります。ここ十年先になったら多分乗れない人がほとんどになってくるのではないかなと、そうなった場合、やはり地元バスというのは必要不可欠となってきます。そういうことを踏まえて、財政状況も厳しいですけれども、二十二年以降のことも踏まえて、今は対応していただいているので有り難いと思いますけれども、今後先のことでも踏まえて市長、財政事情も踏まえてということもありますけれども、そこらも必要な部分が必要としてこれからも取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして五番目、西吉野夜中谷における産業廃棄物については、平成十七年十二月定例会を始めに、今まで三回にわたり質問をいたしました。市長は常々、産廃については地域の皆さんとお話をしながら進めていきたいと言っておられました。産廃業者は第一処分場のごみを処理するための第二処分場の設置を第一処分場のえん堤の下に計画し、県に処分のための処分建設場というところで申請をされておりました。今回県に提出された市長の意見書のその結果において、県はその許可を産廃業者に八月十日に下ろしたと聞いております。この市長の意見書は許可を下ろすための意見書であったのか、また、市長は産廃ごみの推進派なのか。五條市から産廃の撤廃を考えるべき立場であると考えますけれども、市長は産廃に対してどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の質問にお答えいたします。

西吉野夜中の産業廃棄物処分場問題につきましては、昭和六十三年からの旧西吉野村当時からの問題でありました。地元、村、県とも当時から試行錯誤しながら現在に至っている問題であります。

そして平成十七年九月二十五日、市町村合併を経た後も、継続して事業者は県に対して処分場の許可を幾多にわたり要請し、それと並行し、県廃棄物対策課は許可に必要な農業振興地域の区域除外等、他法令での条件も整備しようとしておりました。このような中、平成十九年六月、七月、平成

二十年六月の三回にわたり、西吉野開発株式会社と関係課で産業廃棄物処分場問題について協議いたしました。特に平成二十年六月には、約定書が無効ということは、口頭ではありますが伝えてありました。平成十九年六月には、美しい水と活気あふれる農業を守る会、以下、守る会ということで、話し合いをする場は設けました。

これらの後、平成十九年八月、守る会が県庁前にて決起集会を行い、県に対して要請及び交渉をしました。このような経過の中、本市といたしましては、第一次処分場のえん堤下流九〇メートルの地点に新えん堤を設置し、第二次処分場を設置することを認める旨の約定書は奈良県産業廃棄物処理指導要綱に基づく本市の意見書、地元自治会の同意書とはいえず、約定書にはもはや法的拘束力がないとの要望書を平成二十年六月に県に提出したところでございます。

農業振興地域の整備に関する法律からの見解においては、平成二十年十月法第十五条の二第四項第一号から第三号については、「すべて該当しない。」と意見を提出いたしました。夜中、奥谷及び西新子の地元自治会は過去からの訴訟を通じ、産業廃棄物埋立処分地に係る開発行為については反対の立場を示している。経緯を考慮してほしい旨を総合意見として、そして、この追加意見としては、約定書には法的拘束力がないことに加え当該開発行為は産業廃棄物処理施設の建設につながる。否と判断する旨申し添えた経緯がございます。

また、平成二十一年一月には、産業廃棄物処理施設の許可申請に係る生活環境の保全上の意見を県から求められた際に、西吉野町夜中地区、奥谷地区及び西新子地区の三地区については平成十二年に地元と事業者の間で和解が成立しているにもかかわらず、いまだ解決に至らず、反対の立場を示している。上記三区の対策については万全を期される旨、追加意見として提出いたしました。

平成二十一年一月十九日には、先に申しました第二次処分場について許可しないように奥谷区からの訴訟がありました。平成二十一年八月十日、許可となりました。現在、再度平成二十一年八月二十四日、奥谷区から県に対して執行停止の申立てが出されたことも含め、今後当該問題を整理し、いかに進めることが良いのか検討しなければならないと考えております。

私は、これについては賛成とかそういうことじゃございません。ただ、これは太田議員のおられた時代から、合併以前からのことでございます。私は何でそんなばかなことをしたんだと、旧西吉野村は。それを私は受けて、一生懸命やっています。そのときに議員でおられた方、もつとしっかりしとつたらなああと、（笑声）そのようにも私は思う。しかし、それはそんなことは笑い話でね、今どないか地元の難儀を解決しなければならぬ、そういうことでそれは一生懸命やっておりますが、地元が別に弁護士を雇ってやっておられるということも太田議員は知っておられると思います。大事な場で、私があたかも反対しているのか、反対してないとか、はっきりと私は反対していますよ。認識をちゃんとしておいてください。あなた

こそ、そういうことを言うのはおかしい。西吉野からのことでございますので、受けて一生懸命、共に力を合わせて解決していくのが本来の目的じゃないかなと、私はそのように太田議員に申し伝えて答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） 市長ね、この問題に関しては、平成元年からもう二十年からたっております。その当時、私も議員はしておりませんが、確かに旧の西吉野のときから継続しております。そのときのいろんなことはあつたかも知れませんが、その問題が今五條市の合併した形の中で継続していますので、しっかりしていないからとか、しているとか言わないで、まず今の市長がしっかりしてもらってやってもらいたい、そういう激励をしているわけでありませう。そして、市民の代表として、そういうことを言わないで、前向きな形の中で、地元から差止め訴訟ですか、執行停止申立書を出しております。そういう形の中で、あの地域は柿の産地でもありますし、イメージを大変悪くする。そういう形の中では早く解決をしたいということで、旧の西吉野時代から私たち議員も頑張つてまいりましたけれども、なかなか進まなかった経緯もあります。簡単に解決するものではないかも知れませんが、今こういう状態で許可が下りたということで、大変驚きと、今後どうするのかなど、どうなっていくのかなという不安に、地元も私たちも陥つてるところであります。そういう形の中で、市長、五條市として、私から言うならば五條市としてやるべきことはやっていただきたい。また、協力していけるところは協力して解決に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、その辺の、再度市長の答弁を願いたいと思います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） それはもう当然のことでございます。

ただ、太田議員がどうですかとか言うから、そういう非常識な見識は私は持つてないよということを言うた。聞くこと自体が、私は反対で、地元とともにやっておるので、聞くこと自体が私から言わせたら、私の判断では認識がつかないと、こういうことを言うたんであつて、今後共に力を合わせて地元のためにやっていきたいということとをさつき言うたように申し添えておきます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） 市長のちやらんぼらんな意見、ころころ変わるから、再度そういうことで確認しただけで、別にどうでもないの……。今の言葉で、共にやっていくというのなら、わたしたちも全面で協力しますのでよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第六番財政計画についてであります。

ア、イ、ウのＡが財政健全化計画の進ちよく状況について。イ、今後の見通しについて。ウ、合併特例債の執行について。

今年の三月の定例議会における五條市の財政状況は何年後に健全化になる見通しなのかという質問に、市長は、「今はっきりと何年後に健全化になるということは、非常に難しい。」と、答弁をされております。確かに国からの地方交付税や税収の問題はあるかもしれませんが、ある程度の予測は立てられるものと考えます。

市として予算も立てられず、ただただ見通しがわからないという状況の中で歳月を通過させるならば、十年間と期限がついている合併特例債がどのようになるのか、大変疑問に思っております。このことを踏まえ、市長は財政健全化をどのように考えて進めていくのか。この三点について市長の答弁を願いたいと思います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 財政計画についてお答えをいたします。

財政健全化計画の進ちよくについてでございますが、平成十八年十一月に策定されました五條市新行政改革大綱並びにそれを受けて平成十九年五月に策定した改革の具体的な数値目標である五條市集中改革プランに沿って健全化を進めております。

五條市新行政改革大綱におきまして、歳入に見合った歳出の改革ということが提言され、積上げ方式から枠予算制度の移行を示されましたが、このことにつきましては、平成十九年度予算編成から取り組んでおりますことは御案内のとおりでございます。

また、勸奨退職の奨励と新規採用の抑制による人件費の削減、事務事業の見直しによる補助金・負担金、委託料等の見直し、指定管理者制度の導入による維持管理経費の低減など、あらゆる手段で一般財源の削減に取り組んでおります。

その他特別会計、土地開発公社の健全化についても同様に取り組んでおりまして、特に土地開発公社につきましては、平成十九年一月に五條市土地開発公社経営健全化計画を策定し、事業化できない土地の民間への売却、有利な起債を財源とする市事業に関連させて一般会計で買戻しを行うなど、健全化に努めているところであります。

次に、今後の見通しについてでございますが、平成二十一年度予算は基金からの繰入れをせずに予算編成をすることができました。集中改革プランに沿った職員の定数管理、施設・資産管理体制に対する改革等により必要一般財源の削減に取り組んできた結果であり、改善の兆しが現れてきております。

特別会計、企業会計を含めた借入金総額も、十七年度末には約五百二十億円あったものが二十年度末には約四百九十億円までにすることができま

した。

また、代表的な財政指数である経常収支比率を例にとりますと、平成十八年度が約一〇四・八であったものが十九年度では一〇二・一、二十年度では一〇一・八と年々改善されており、二十一年度決算では一〇〇を切って決算できるものと試算しております。

さらに、資金の繰入れに関しては、決算ベースでは、十八年度は十一億円、十九年度では十二億円、二十年度は七億五千万円となりましたが、二十一年度は更なる行政改革の推進により繰入金ゼロを見込んでおります。ただ、このような財政状況を表すもろの数字は改善の様子を表しておりますが、合併後の新市のまちづくりの有利な財源である合併特例債の起債期限が平成二十六年に迫っており、合併特例事業の選択、着手時期等により単年度の予算総額が大きく変わることが予想されますし、政権交代による地方への影響も歳入歳出両面で不明な点が多く、今後は国・県の動向を注視しながら情報収集を行い、慎重な財政運営に努めてまいります。

次に、合併特例債の執行についてお答えいたします。

一市二村の合併による合併特例事業に係る起債の限度額は百七億三千万円でございます。そのうち二十年度末で約二十七億円の起債をし、火葬場整備事業、大塔支所分署整備事業、ケーブルテレビ施設整備事業などの事業に充当しております。

合併時の新市建設計画には、このほかにも新市庁舎建設、消防本部庁舎建設事業、衛生処理施設の整備促進等、新市建設に必要な事業が数多く掲載されております。起債対象事業費の九五パーセントは起債でき、数年後にその元利償還金の七〇パーセントが普通交付税により措置されるという非常に有利な財源ですので、最大限有効に活用したいと考えております。

しかし、合併特例債を財源として予算化できる期間は合併後十年間でございます。平成二十六年予算が最終年度となります。

本市にとって必要不可欠な施設は多数ありますが、すべてを同時に行うということはばく大な財政負担を伴います。事業期間的にも起債額的にも限りがありますので、事業の選択とスケジュールを十分に精査し、行財政の健全な運営という大きな枠組みの中で事業化をしたいと考えております。

また、合併特例債を財源とした基金造成といたしましては、地域振興基金を設立し、平成十八年度から五年間にわたり毎年度三億四千六百万円、合計十七億三千万円を積み立てる予定でございます。二十年度末では、十億三千八百万円の積立額となっております。

いずれにいたしましても、合併特例債は市税、地方交付税等の増が期待できない中、事業実施の際には貴重な財源ですので、その執行につきましてはあらゆる角度から検討を加え、慎重を期して取り組んでまいります所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）この際、申し上げます。

太田議員の一般質問の残り時間は二十五分でございます。二番太田議員、発言を許します。

○二番（太田好紀）市長の今の答弁ですとね、財政状況のことに關してはやっぱり不透明な形で、まだ漠然とした形で見えてこないというのが現状かなと、そういうふうには認識をしております。そうするならばね、財政が健全化になることを踏まえて、今後合併特例債の問題とかいろんな問題が絡んでくると思うのですけれども、そうなった場合、先ほども市長が言われたように平成二十六年で期限が切れると。十年間という、この枠がありますので。そうすれば、いろんな形の中が実際執行できるかできないかというのが微妙になってくるのではないかなと、時期的な問題も踏まえて。そしてこれをすべて、今挙がっているやつを、先ほども、にしよしの荘のことも、跡地の利用のことも言わせていただきましたけれども、すべての事業を一遍にするということは不可能であります。だから、財政状況がある程度確定をしながら、実際やるのかやらないのか、そして、この部分はやめると。この本庁舎の建て替えもこの中にも入っておりますけれども、いろんな形の中で、はっきりと明確に決めなくては、財政状況がまだわからない、不透明だからまだまだって、こんな状態でやられては、本当に前向いて進まない。だから、するのかもしれないのか、ただ、言われたように財政がわからない。そういう面では、ある程度予測を立てながら、わからない部分でも予測を立てながらやっていかなければならないのか、ただ、そういうことも早期に計画を立てられ、こういう形でやっていくということ、もつと議会とも議論をしながら取り組んでいただきたいと思えます。それも市長、早く、期限がありますので、そこらを踏まえて進めていただきたいと思えます。

まだまだ聞きたいことはありますけれども、これで終わらせていただきます。

続いて、議長の許可を得ましたので、順番を替えて…。

○議長（北山和生）二番と三番の質問を替えさせていただきますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○二番（太田好紀）続いて三番ですね、市立五條東中学校校舎棟耐震補強工事についてであります。

六月二十九日に入札告示した内容を七月七日になってから変更したことについてであります。

五條東中学校耐震補強工事の入札において、市は六月二十九日の公告で記載していた開札時の抽選を、七月七日の段階で実施しないことと訂正しました。訂正に際しては、市建設等請負業者選定審議会を開かず、副市長一人で判断をしたと聞いておりますが、その辺の対応はどうだったのかお尋ねをいたします。

○議長（北山和生）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）二番太田議員の一般質問三、市立五條東中学校校舎棟耐震補強工事入札告示の変更について。（一）六月二十九日に入札告示した内容を七月七日になってから変更したことについてお答えいたします。

五條市では、平成十七年に施行された公共工事の品質確保の促進に基づき、平成十九年十二月一日から総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札を実施しております。

今回、六月二十九日の入札告示の内容を、七月七日に一部変更いたしました。内容といたしましては、予定価格等算出割合、入札開札時に抽選で、当日予定価格及び最低制限価格を決定するものでありますが、七月七日に入札告示の予定価格等算出割合を削除いたしました。本来入札公告をいったん中止し、公告内容を変更すべきでありましたが、耐震補強工事の便所の改修工事、一階から三階までですが、工事については夏休み期間中に工事に着手して完了する必要があったため、工事の中止による変更はできなかったということで御理解いただきたいと思います。

また、この削除につきましては、企業の技術、施工能力を發揮できるように変えたものでございます。

今後も五條市におきましては、平成二十一年度の総合評価落札方式（簡易型）による入札は、施工計画の評価項目を加えて、予定価格等算出割合を削除した方式で入札を行いたいと考えております。

また、予定価格等算出割合を削除することによりまして、ダンピング対策、工事の品質管理を図るとともに、より一層の入札制度の改革に取り組んでいく考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）二番太田好紀議員。

○二番（太田好紀）今、副市長の答弁を聞いていますと、市の建設工事等請負業者選定委員会において決定すべき判断を副市長単独でやったと、一人でやったと。これは当然、私は納得できないし、理解ができないわけですけれども、本来先ほど副市長の答弁、便所の改修が夏休みの期間中であったために早くしなくてはならない、中止ができなかったと、こういう答弁でありましたけれども、時間があるとかないとかいう問題ではないと思えます。この訂正により、公平に多くの業者が参加できるといふならばまだわかりますけれども、参加できる業者の幅を狭めたことになったと思えます。常に市長が言っていることに逆行して、まるで談合に副市長、加担しておったのではないかと思われまます。この判断は、特定業者に業務をとらせるようにしたのか、副市長、何かある……、これをする事によって、業者を設定するように、取らすためにやったのかね、再度答弁願いたいと思えます。

○議長（北山和生） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 太田議員の質問についてでございますが、そんなことは一切ございません。と、言いますのは、点数の持ち点を我々はつかんでおりませんので、だれがどういう点数を持っておつて、どないこないというのはつかんでおりませんので、そういうことは一切ございません。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） このことよつて、県建設協会の五條支部から訂正を、撤回を求める意見書が出てきたと思ひます。その内容を読ませていただきますと、「御庁は、平成二十一年七月七日になされた本入札手続に関する変更、「最低価格等算出割合九四・〇パーセントから九六・九パーセントを実施しません。」を撤回されたい。意見の理由、一、本入札手続については、平成二十一年六月二十九日、御庁の近年の競争入札手続の例に従い、開札時に最低制限基準価格の九四・〇パーセントから九六・九パーセントの範囲で予定価格を抽選にて決定するとの入札広告がなされた。二、ところが、御庁は同年七月六日に入札公告の閲覧が終了しているにもかかわらず、翌七日に突如として上記予定価格の抽選を実施しないという、本入札手続に重大な変更を行った。三、しかるに上記予定価格の抽選を実施しなければ、五條市建設工事等総合評価落札方式簡易型落札者決定基準により一般競争入札の公平性かつ透明性を欠くものである。それは本工事の競争入札手続を形が化されるものとして、極めて不当である。四、加えて御庁は、上記のとおりいったん予定価格の抽選を行う公告をしているにもかかわらず、入札公告を閲覧終了後に方法を変更したのであつて、手続にも重大な義務がある。よつて、当協会は御庁に対して上記意見の趣旨のとおり、本入札手続の変更についてその撤回を求めるものである。」という、こういう意見書が、業者からそういう形で、いったん公告したものを変えろとなれば、副市長ね、それは重大なことなんですよ。そういう理由があつたと、そやけど、最初の入札に参加する規定を決めるときには指名審査会のメンバーが集まつて、トップが副市長であつて、あと五人集まつてやるわけですね。そのときに何もしてないつて、そんなん通りませんよ、副市長。違いますか。それも、時間があるとかないとか別として、五人を、部長ら五人を集めないで、副市長単独でやつた。このやり方、これは普通の形でやれば、くじになるということですね。だれが取るか分からない。これを削除した場合、例えて言えば、ISOを持つている業者とか、防災協定を持つている業者とか、そして、表彰を持つている。業者から聞きますと、それを变えることよつて一社しか当てはまらないと。そういう形になつてきたので、建設協会五條支部からこんなばかなことはおかしいということ、意見書が出てきたと思うのです。そういう形の中、副市長ね、まして職員ですつときて、こういう事務的な手続、こんなずさんなことをやるというのは、副市長、論外じゃないですか。そして、するならば、指名審査会で決めたことは指名審

査会で訂正しなければ、いったん中止をして新たに一から始めるのが当然の話ですよ。それを覚えて、より幅広くの業者が参加できればいいですけども、それによって業者が決まってくると。だから、建設業協会からこういう形で苦情が出てきた、意見書が出てきた。このことを副市長、どう思われますか。

○議長（北山和生） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 結果的に一社になったわけですけども、点数が同点ならくじ引ということになるのですけれども、九四から九六・九と、それを入れた場合はくじ引にはならないと思うんですけども、一億二千四百万でしたか、その一億数千万の金額がくじ引で決まるのもいかなものか、こういうような意見も審査会の方で前回のときにありましたので、それも踏まえてくじ引抽選を外そうと、それで優良企業ということでISO九〇〇なり一四〇〇なり、技術者なり、その辺を踏まえて選んだらどうかということを決めさせていただきました。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） 副市長、そんな理屈とおらないですよ。

それと、七月十四日の建設経済常任委員会の中で、副市長の答弁の中に、「県と土木と相談してこういう形にした。金額的にも、くじ引で決めるのは余りにもいかなものかということ、良い業者、頑張っている業者に取ってほしいということで、そのように思った。」と。これは、奈良新聞にこのことも書かれていました。その中には、「審査会で諮る時間もなく、県と相談して訂正した。」と、こういうように書かれていますし、これね、副市長、良い業者とか頑張っている業者に取ってほしいって、これはあなたの勝手な解釈でしょう。そんなことを言うこと自体が、根本的に副市長、あなたは認識をまるつきりしていないということですよ。

そして、副市長、ちよつと聞きたいんですけど、県と相談してって、いつ相談したのか。だれと相談したのか。それ、ちよつとお答えください。

○議長（北山和生） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 県の技術管理課と。私は電話しておりませんが、担当課の方から県に、総合評価方式については何回も何回もやり取りをやっていますので、その中で相談をしています。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） これね、新聞にも書いてあるけれども、県と相談して……、これ、問題になってから相談しているのです。私、県に電話しました、

相談があったのかと。「一切ありません。新聞に問題が載ってから相談を受けました。」と。まるつきりうそですよ、副市長。問題が起こって、新聞に載ってから、五條市から電話があったと。そんな、相談したって、それは総合評価方式の中で県と相談って、それは今初めてするから、県と相談、これは当たり前をやっていたと思うんです。違うんですよ。県と相談した、これは問題が起こってから相談しているわけですよ。新聞にも、うそを言っている。副市長、うそ言ったら駄目ですよ、この本会議場で。一切、県に相談みたいなもの……、問題が起こってから相談したと、そういうことですよ。新聞に載ってから相談しているのですよ。それ、副市長知らないのですか。

それと副市長、こんな総合評価方式とかいろいろ書いて、良い業者、頑張っている業者、それはあなたの勝手な解釈で、自分が、いい業者ってだけの判断ですか、そしたら、副市長。（議場に声あり）こんなことを建設経済常任委員会で答弁すること自体が、まさに特定の業者を取らそうとする意図があったからこういうことに変えておるのですよ。違いますか、副市長。それならば、指名審査会全員で、緊急であろうとどうであろうと、たかが五條の五人でしょう。部長、大概庁舎におるでしょう。電話でもそのくらいの確認はできる。それを勝手にしたって、あなたそんな対応できますか。だから建設協会から苦情がきたのですよ。こんな、ほとんど官製談合ですよ。特定業者に取らそうとしたんでしょう、あなたは。そんな重大なことに副市長あなたが関与しているというのは、大変許し難い。

その上に、市長、今度はあなたですよ。市長はね、この間の衆議院議員選挙におきまして田野瀬代議士が当選したと、そういうことで建設業協会にお礼に行ったと。その際、お礼を言った後、「こんな意見書を出して、これから奈良県中の業者、全部出してもらおう。お前らわかっとなるんか。」って言って、脅迫をしたらいいです。市長、あなたは一体どういう人間なんですか。建設業協会に脅迫。そして、これからは奈良県中入れるって、そんな脅迫をしたと。そんなことを市長、今やっていることは全部市長が関与して、特定の業者に取らそうと、そういうように市長は考えとったのですか。そういうことを建設業協会に行って、脅迫じみたことを、「これからは全部、奈良県中でやったるわ。」って、大きな声でね。市長としての資質には本当に欠けていますよ。そういうことで、こんな皆さんのやり方をして、その上、おまけに市長がまた行って、そんな建設業協会でそんなことを言うというのは、普通からして論外ですよ。もうちょっと市長という立場を認識してやらなくては、まさにすぐにも辞めてもらいたいと思います。本当に。市長、そのことの見解、一遍答えてください。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まず、脅迫というのなら警察に行ってもらったらいと思えますよ。

それから、私は、こういうことが一つの談合とおっしゃるのだったら、一応今後、もう我がまちの工事、地元ということじゃなく、奈良県全部で、

きれいに入札してもらいましょうと、それが一番きれいでしょう。そういう意味で申しましたね。(議場に声あり)……ぼろくそって、そんなあなたみたいなこと、私言いませんよ、とても。再度言うときですよ。そない談合、談合と言うのだったら、地元の業者にとって言うのも談合の一つになるでしょうと、だから今後は奈良県下で、大きな工事は奈良県の有力な業者によってしてもらいますと、これは私も悪いことないですよ。それについて批判もされることもない。私は、奈良県下でさせてもらいますと言いました。それが一番、今後きれいなやり方じゃないかと。また、奈良県下の業者で入札をしている市もありますね。そういう意味合いで、こういうようなことが起こらないように、もう奈良県下でももらいますと、これは言いましたですよ。脅迫って言うんやったら警察に言うてもらって結構です。私はお礼に行つたのでね、そんなとてももお礼の場で、そんな脅迫というようなことなんか口が裂けても言いませんね、お礼に行つたのですから。そういうことでございます。(「二番」の声あり)

○議長(北山和生) 二番太田議員。

○二番(太田好紀) そしたら市長、まあね、みんなから確認もとっていきますよ。まあまあ世間がわかるでしょう、だれがうそを言っているか、本当のことを言っているのか。そんな優しいことを言う市長でもないし、暴言を吐いたって、ほとんどの人から確認をとっていますよ。それはそれで結構です。ただし、今副市長がやられたことに対して、市長はどう思いますか、こういうやり方をしたことに対して。まさに市長が、談合は駄目だ、駄目だということも言っているにもかかわらず、副市長はね、まさにこんな談合ですよ、官製談合になりますよ。それも、単独でやっているわけですよ。指名審査会があるにもかかわらず、市長、それもね、正当に理由が立つのならいいですよ。今の話では、便所をするとか、夏休み…、それやったら一回目の指名審査会で何でちゃんと協議していかないのですか。それよりもっとずさんですよ、あなたたちは。副市長、違いますか。そうやって、最初にそういう議論も何もしないで、安易な形で終わったのですか。そうでしょう。それを急きよって言うて、いったん公告して、もし変更するならば、いったん白紙にするか、指名審査会を開くのが当たり前でしょう。そのくらいのことを、副市長はわかるでしょう。わからないのですか。それが正しいのですか。それでまかり通ると思いますか。

市長も市長なら、本当に副市長も副市長かなど。私は、この二人は早く辞めていただきたいなと、これでは本当に情けないです。副市長、これはえらい問題ですよ。もっと公平に、市民から理解が得られるような形ですべきでしょう。それをね、特定の業者に取らせるような、そんなばかげた話ないでしょう。それも、勝手に単独でやったって。副市長、本当にそれが正しいと思いますか。再度答弁願います。

○議長(北山和生) 榮林副市長。

○副市長(榮林勝美) 今、太田議員の言われるように仕切り直しということでもやりたかったですけれども、八月中にせんなんということで、時間がと

れんということ、初めの一回目のときには選定委員会の方で協議したのです。（議場に声あり）率はしていませんけれども、期間についてはできるだけ早いことせなあかんということやってきましたので、いったん白紙にしてということではできなかつたというのが現状ですので、やむを得ずやっただけのことです。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）二番太田議員。

○二番（太田好紀）いったんそのときに協議して、それで変更するのだったら当然……、時間がないって、それはそのくらい、一刻を争うことでしたか。部長らに、五人のメンバーが集まるだけの余裕もなく、副市長単独とする根拠があるんですか。あなたがすべて、ほかのメンバー無視してやる……、メンバーで構成した中で決定するのでしょうか。あなた一人で決定するのだったら、ほかの四名は必要ないですよ。まさに独裁ですよ。市長とまるつきり一緒ですよ。中身も根拠もなしに、無責任な、だから建設協会からこうして指摘を受けるのですよ。だれもがみんなそう思っていますよ、特定業者にとらすのかと。あるところでは「しよっちゅうその人とよう飯食べに行つとるわ。」と、こういう話がまん延していますよ。「ふくだに食べに行つているか。やっぱりあそこの業者にとらすのか。」と。そういううわさを立てられないように、副市長、もつとしないといけないんですか。こんな大事な問題を簡単に、無責任に。もつと謙虚に受け止めて、今後は……、いつも、今後ちゃんとしてますよ。市長やったら仕方ないですよ、素人ですから。素人は、特に訳のわからないことばかり言いますから。そやけど、副市長は、何十年、四十年近く職員をやられてきて、段階を踏んでトップの座にのぼりつめたのでしょうか。そしたら、そのくらいの事務方の、流れ、やり方、どうするべきかということはすべてわかるでしょう。そんな無責任な、本当に部長みんなに聞きたいですよ。多分答弁できないと思いますよ。本当に五條市をいい方向にもつていく気持ちがあるのですか。混乱させる気ですか。もつと今、財政も苦しい状況で、みんな助け合つて、共に頑張つてやらなくてはいけない状況で、市長は市長でそこで言い放し、副市長は事務的なことは無責任な、したい放題やる。こんな行政ないですよ。

副市長。時間ありませんし、ほかも抜けていますけれども、市長と副市長に言いたいです。潔く自分から身を引いてください。五條市は良くなりません。わたしらは十一月に審判を仰ぎますけれども、本当にこんなさな、トップはそういう無責任な対応しかできない。今も、協会に行つてそういうような暴言を吐いたと、副市長もそんな態度でね、本当に五條市を正常化しようとするならば、もつとまじめに、だれもが理解できるように行政をしなくてはならないのと違いますか。そういうことを踏まえて、反省して潔く身を引いてほしいなと思います。

ほかは時間がないのでやめます。終わります。

○議長（北山和生）以上で二番太田好紀議員の質問を終わります。



得のできない人がおったわけですから、そして八月に入りまして、今度五丁目の自治会の方々に集まっていたら、そして市長と秋本県議が来ておったと。そして、市長は先ほど太田議員が言われていましたように、建設協会でも脅したと言ったけれども、ここでも市長は、こんな説明に來たのと違う、脅しに來たと。そして、地元の人としては、もうあの話には、ということ、そこでわかれたと。中には早いことやってもらわれないかんという人もおったそうでございますけれども、これは当然おかしな話です。

そして、私は流域下水道に流させてもらったかどうかということをおっしゃって、そして、市当局ではそれを検討して、と言ったけれども、そやけど検討する間もないでっしゃろ、ふた月やそこらでは。ですから、ここで造るべきということ、市長は進んでおるといふこと、でございます。

そして、ここで一番、市長になんば言うても直らんけれども、私に市の職員を使つて、二見のし尿処理場を田原は反対しとると、するんやったら徹底的に相手になつたさかい、やつたさかいってね。こういうことを直接私に言うてくる。こんな、これ市長かと、言うことと違ひませ。

そして、ちよつと横にそれますけれども、議会広報が出たときに、議会広報を出して、そして教育委員の大塔のときの指導力が足らなかつたというやつを、それを偽造した形の広報を作つて、あちこちあなたが行くときに配つたり、そしてまだそこに、私の家に二回、しよつたら告訴すると言つるとるぞということ、市の職員を使つて二回来ているわけです。こういう態度、市長、やつぱり保険屋の示談はもう終わりましたんやで、あなた、もう市長だつせ。そやから、こんなあほなこと…する。

なぜこうして急ぐのか、ちよつと市長、答弁くれますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 衛生センター建設につきましては、六月議会前の厚生常任委員会の場でも申し上げましたように、施設建設後三十一年が経過しております。老朽化が進み、建て替えが必要となっております。

新センター建設の財源につきましては合併特例債を予定しており、この期限が平成二十六年度ということでございます。このことを踏まえ、建設・設計・調査・測量等の工程を逆算いたしますと、早急な計画の決定と、まずは地域の説明、協力というものが必要となります。

対地元協議では、二見地区連合自治会が各自治会の取りまとめを行つていただけることになっております。七月二十五日に二見地区連合自治会と新衛生センター建設の説明会を行い、希望自治会へは個別に説明会を進めております。四箇所での説明会を終えております。施設の性格上、初めから賛成というわけにはまいりませんが、御理解をいただき、おおむね現在の場所での建て替えということ、了承いただいております。

また、周辺環境整備につきましては、二見地区連合自治会と協議をしながら、できる限り周辺地区の希望を踏まえ、施設の近くで行いたいと考えて

おるわけでございます。（「二十一番」の声あり）

○議長（北山和生） 田原清孝議員。

○二十一番（田原清孝） 市長は口癖に、改革と、借金をしたらあかんと、子や孫のために、ええ文句を言っておりますけれども、やっておることが全然違うのですね。これもし、直接投入するようになったら、建てること要らんですやろ。あとはなんぼか金がかかるとしましても。

そして一番、私が聞かせていただいておりますこと、回らせていただいて、市長は何を考えておるのかなと思っております、市長は吉野町、そして大淀町、下市町に、市長になってから、ここのし尿は全部五條でとったると、こういうことで市長は行っておるわけですね。その前に、この三町が広域で造ろうと、そして二次処理で県の流域下水に入れさせてもらうということ、これをやっとなったわけですね。ところが、それにみんな一応、いったんは乗ったと、むしろも乗ったけれども、そんなうまいこといかんということ、大淀町と下市町は広域で造るんだと、そのときに、吉野町は五條でとってもらはんやということ、外れたと、こういうことですね。そんなことを…。

そして、わしが何で直接と言うのかはね、今五條は七六キロリットル、あの施設でできておるわけです。今現在あそこに投入しておるのは、約五〇キロですわ、吉野と五條で。そして、そのうちの一五キロが吉野のですよ。その一五キロを広域でやっていたら、三五キロだけ県の流域下水道に流させてもらったらいいわけです。こんなん急ぐ必要も何もありません。

そして、工事する間は、知事の許可を得ているのですわ。十八年の二月に県知事から、工事する間は直接投入してよろしいと、こういうことで許可を得ているわけですやろ。そして、暫定的にこれからも入れさせてもらったらどうよ。ということ、私はそういう質問をしたわけです。

そして、これも余り市長にしゃべってももらっても意味ないから、私が教えたるわ。こういうのを、三五キロだけ入れさせてもらったらいいのと、そして今、県の流域下水道は一六、〇〇〇キロ、建物がそうです。ですが、まだ半分しか建物が建っていないという、けれども、今だけでも、毎日一六、〇〇〇キロが処理できるんやと、それが現在九、〇〇〇しかしていないと、あとは今から順次流域下水に流していくだろうけども、この中に三五キロくらいで、それを四十億もかけて周辺整備って、そんなこと、周辺の人は何もそんなことは言うてませんねん。

そして一つ聞きたいんやけど、市長、なぜ秋本県議と一緒にいったのか。そして私、地元としておっているのは、何でわしには声がかからんのか、ちよっとそれだけ。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まず、三五キロであろうと、七六キロであろうと、田原議員が希釈で流せというのだったら、その数値は関係ないと思えますよ、三

五キロやったらいい。ただ建設時の問題ですね、それは。でも、基本的に希釈で流せというのだったら。

それと、県議は地元のをばでございませぬので、地元の人が呼ばれたということですね。そういうことではございませぬ。田原議員は呼ばなかつた、そういうことだけでございませぬ。私は別に、私は言うときませぬ。呼ばれて行ったのですよ。地元各自治会で、来いというところに行きました。そういうことですから、何で来たんだとかね、そんなナンセンスな質問は受けられません。わかりませぬ。(「二十一番」の声あり)

○議長(北山和生) 田原清孝議員。

○二十一番(田原清孝) 市長、そういう子供だましの話はあかんつてよ。わしら中身全部知っていますんや、これ。そんなおちよくつたような話をして、わしが言う……なにしとるやんかえ。市の職員から、田原が反対しとるさかい、徹底的にやつたるさかいにつて。田原呼んだら反対するさかいにつて、わしは一回も反対していませんで。厚生常任委員会でも、大変地元としても厳しいけれども、十分納得いくように説明したつてよと言とんやんかえ。そしてそれと、提案として流域下水に流させてもらつたらどうかと提案をしているだけで、私は絶対地元で反対しますと、そんなこと言うてませんで。あなたはどのように敵態度をとっているけれども、わしはそんなあほなことは言うてませんで。

こうして、要は……、市長になんば言うてもあかんけれども、やつぱり係の者は県とよく相談して、三五キロだけはとつてくれと、これもだんだん減つてきますやん、流域下水に入つていつたら。そして、吉野町は吉野町で、広域でしようというのやから、その中に入つてもらつたらどうで。わざわざとつたるさかいって言いに行つて、こんなもんだ元として何にも余計なことはしてほしいないです。せんならんもんはどうしても、川端地区に造つてせんならんというときには、それだつたら三五キロのものを造つたら上等ですわな。そしたら、今、市で言うております一キロ当たり四千万円やと、一キロ当たり四千万円やと言とんやから、三五キロやつたら十四億でできるわけですやろ。そやから、その計算もできて、余計な金を使わんというのやつたら、市長、そんな余計なこと考えて、しとること、することが、全部あなたはやらんぼらんで、自分の思うように独裁的に……、独裁国家と違いまつせ。わしらが言うたことに対して反対するのではなしに、こんなもの、当然私たち議員は選挙で選ばれてきておるのでから、二元代表制ということがありますので、選挙で選ばれて、そして要は、市長の面白おかしくしがちなのをチェックするのは、わたしらの機関ですわな。それを間違いないように。そして、市当局はこんなものあせること要らんで。それともう一つ、これを管理者制度にするつて、指定管理者にしようという、これどういふことで、こういう問題がいっぱい積まれているのに。そして、今、一年間であそこの修理代なんぼかかつてますんで。ちよつと答弁してください。

○議長(北山和生) 議案審議のときにまた、指定管理の数字については。

○二十一番（田原清孝） うん、うん、それは、それで……そうやけどね。私として、今、一年間、約三千万の修理代がかかっているのですよ。そしたら、それを今度指定管理をしたらどうするんだということ、これは一つ、是非ともよく委員会で考えていただきたいと思います。  
次に移ります。

五條市の市民の皆さんの健康ということで、医療について市長はどのように考えておられるのか伺います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 五條市民の医療の充実についてですね、今後の取組についてお答えさせていただきます。

五條市の医療に関する課題は幾つかあると考えられます。主な点としましては、地域医療、またへき地医療、緊急医療体制、医療の偏在化等が挙げられます。

五條市西吉野町におきましては、開業医療機関があり、そのほとんどの医師が総合医の役割を果たしていただいておりますし、山間部におきましては、大塔診療所がへき地診療所としての機能を維持しております。

緊急医療体制につきましては、一次救急、二次救急のシステムとしてはできておりますが、十分な体制とは言い難い現状でございます。特に、二次救急医療体制を支えている南和周辺地区病院群輪番制の病院自体が、医師不足により維持困難な状況になりつつある科目もあると聞いております。県でも様々な対策を講じていただいているところではありますが、早急な解決には結びついておりません。

五條市といたしましても、県内だけでなく広域的な緊急医療体制を再構築し、市民が安心して医療を受けられるよう奈良県等に要望してまいる所存です。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。（「二十一番」の声あり）

○議長（北山和生） 二十一番田原議員。

○二十一番（田原清孝） 五條市は幸いにして県立五條病院としてあるわけでございますけれども、隣の橋本市、そして大淀町、吉野町、全部その地区で開業しておるわけでございますから、この医療費というものは、病院の経営というのは大変だろうと思うのです。

そういう中で、私は常々考えておりました、そして先日もちよつと聞かせていただいたのですけれども、田園でおられ、サッカーをされる方が、昨年一人、今年も一人おらんようになりますと、どっか移りますと。なぜかって。そしたら、五條でおつても、五條の病院で小児科というのはいし、病気になるでも五條ではとても頼られないということであったのですけれども、それで私、これは大変だと思いつつながら五條病院の●●病院長さんに出会いに行きました。そして、そこでの話は意外なことを聞きました。「市会議員さんそんなこと考えてくれてましたんかえ。」と、「心強いよ

う。まあひとつ今後も議事を挙げてこの病院を支えていただきたい。」というところで、県立やから五條市は関係がないということで、一切そういう話はなかったのかもしれないですね。そして、いろいろ話をしております。今現在、あの病院では三十四人の先生が必要だということで、それだけの定数を認めてくれているわけですね。ところが今現在、二十一人しかおりませんと。そして、特に産婦人科の先生は木曜日に一日だけしか出勤してないと、……診てくれないということ、あとはどっかに行ってもらわなきゃないんやと、こういうことでございます。そして、小児科の先生は、この方は●先生と申すばらしい先生がおるそうでございます。院長先生もこの方に頼り切りだと。けれど、晩はとでもできないと。ですけれども、正月とか何とかのときはもう大変なんだという、こういうお話であつたわけでございますが、これは市を挙げて中に入っていくって、そして五條には県会議員もおりますんやから、充実した方に、全員、三十四人までにせいというのは無理かもわかりませんが、小児科なんかでしたら二人要ると、婦人科もなんぼなんでも一人くらいはずつとおつてもらわなにかんのではないのかなと。あとは、皮膚科とかそういうところではこれは専門医もおりますし、一遍に悪くなることはない、前もつてわかつて行くから開業医の先生にお世話になれるけれども、ところが、小児科あるいは婦人科というのは、こういう病気は、いつ、どこで、どうなるかもわかりませんで。やっぱり五條市を挙げて真剣に考えていかなんといけないと思います。二十一人のうち三人がほかの病院と兼務しているわけですね。ですから、大変な五條の医療体制と。やっぱり、生まれてきて一番大事なのは命ですやん。その命を、まさかの場合には救急車で運んでいただいても、できるだけ早いこと、一分一秒早いこと診てもらおうと、これが原則ですやん。なんぼ北海道に脳神経科のいい先生がおつても、そこまで行くことでけへんですやん。やっぱり一番近くで、早いこと診てもらおうということではなかったら、病院としての意味がないのではないかと私は思うのです。

そこで、もう時間も、十二時までには終わろうと思つてましたんですけれども、ひとつこれは是非とも検討していただきたいのは、確かに五條病院だけで小児科の先生を昼も夜も二人ずつ置けというのは到底無理だと思うのですけれども、そうしたときに、どこへ行ったら必ず見てくれるんだというところをですね、大淀病院も吉野病院も、そして御所の済生会病院も、ここらとも、そして県の県立奈良医大ともよく相談していただいて、小児科は、いつでも、どこへ行ったら必ず診てくれるんだということを、そしてまた、こういう病気にはここに行ったら、先生は夜も昼もおつてくれるやと。これを行政として一日も早いこと、人任せじゃなしに、ひとつ汗をかいていただきたいと思うわけでございます。

この前も、一月に田中におられます五歳か六歳くらいの子供ですけれども、突然悪くなつて、救急車で五條病院に言うたけれども、救急車は奈良医大に走った。奈良医大ではあかんということ、ほかの樫原の個人の開業医に連れてつてもらつたんでと、こういうことですね。こういうことがないように、もう五條でいたら一番近くに、橋本でもどこでも、いつ行つても、こういう病気はここでいけるんだということ、これはもうきち

つと五條市で把握できるような体制をとっていただいて、一日も早く、これはし尿処理場よりはよっぽど急ぎますさかいに、ひとつよろしく願いをして、私の質問を終わります。

○議長（北山和生）以上で二十一番田原清孝議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（北山和生）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

四番藤富美恵子議員の質問を許します。

〔四番 藤富美恵子登壇〕

○四番（藤富美恵子）それでは議長より発言の許可をいただきましたので、一、奈良県立五條病院の充実に対する市の取組について。二、市民の足である市内巡回バスについて。三、市長の政治姿勢について。以上三項目について、議席に戻りまして質問をさせていただきます。

〔四番 藤富美恵子自席へ〕

○議長（北山和生）四番藤富美恵子議員。

○四番（藤富美恵子）それでは一問一答方式により、通告順に質問いたします。

一つ目、奈良県立五條病院の充実に対する市の取組についてお尋ねいたします。

御承知のように、五條病院には現在産科がありません。以前、平成十九年の予算特別委員会で、私は市民の不安となっている五條病院の産科についてたどしたのに対し、当時の市長職務代理者は、「産科の要望を榎市長名で行っている。積極的に取組をしなければならぬと考えている。」との答弁でございました。あれから二年以上たちましたが、いまだに五條病院には産科はありません。市長はこの現状をどのように考えておられるのか、

そして、吉野さんは当選されてから今日までの間に市長として五條病院の産科の再開について積極的に取り組んだのか、以上二点お尋ねいたします。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 平成十八年当時、産科が休診になるということで、五條市といたしましても奈良県に要望を出すなど様々な陳情を行い、県でも体制を整備しつつあります。特に、医師の偏在が全国的な問題となっておりますのは周知のことですが、平成二十年度より、医師確保のため、産科・小児科・麻酔科・へき地診療療希望の学生、研修医に対し就学資金の貸与、あるいは県立医大入学募集時に地域枠を設置するなどの対策を実施、現在約二十名が利用されていますが、効果が出るのは十年後と言われています。

また、今年度新設された医師・看護師確保対策室では、ドクターバンクを開設、医師の初任給を上げるなどの待遇改善を行い対策を推進しているところでもあります。

南和地域の中核を担う五條病院の充実は、五條市民のためには非常に重要であり、今後も県に対しての要望を継続し、優先的に五條病院への医師の確保を働き掛けていく所存でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富美恵子議員。

○四番（藤富美恵子） 吉野さんは五條市長となられてから五條病院の産科の再開についてどのように取り組まれたのか、具体的にお尋ねいたします。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） もう数えきれないぐらい、機会あるごとに、各関係・県議も含めてお願いをしておりますし、時たま新聞でも、和歌山の橋本市民病院との提携とか、いろいろな形が出されかけられますが、なかなか出せずというところ、全国的な医師不足の中で大変でございます。ただ、県立病院でございますので、陳情は一生懸命言うておるのですが、県の方もそれぞれの立場があると思うんですが、その都度言うております。結果がこういうことで非常に残念だなと思っておりますが、今後も引き続き機会あることに要望はしていきたいと、そのように考えております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 五條病院に産科がないということで、五條病院全体もそうですが、五條病院の産科について、特に市長、お願いしていただけましたでしょうか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫）特にというよりも、それもすべてですね、小児科もですね、特に産科というのはご存じのように非常に医師不足の科目でございます。この前も橋本病院と提携ですね、なかなか、聞いておりますと和歌山医大、奈良医大の問題もあるということは伺っております。ただ、県議も含め、県の方もいろいろと努力はしておるといことは伺っているわけでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）次に、部長にお尋ねいたしますが、五條病院の医師の定数枠は何人ですか。そしてまた、現状は何人おられますか。

○議長（北山和生）水協部長。

○健康福祉部長（水協正雄）藤富議員の御質問に自席からお答えさせていただきます。

県立五條病院の体制につきましては、現在、医師定数二十七名に対して、二十一名の医師が勤務しております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）ということは、私も聞いておりますけれども、常勤の医師が非常に少ないということでございますね。私も、常勤の先生がおられなかったために救急で診ていただくことができなかつたと聞いたことがございます。

私は五條で子供を産み、育てる良い環境を作り、若い世代に五條市に定住してもらい、人口を増やし、財政難の五條市に将来税金を納めていただく人口を増やす取組こそが、今、市長が取り組んでおられる、まず実現しないであろう金剛山にトンネルを通すことよりも、もっと大切な、そして、五條市長として力を入れて取り組んでいただかなければならないことだと思っております。

そして、私が議員活動を通じて得た五條市民の一番多くの皆さんの声も、まず五條病院に産科を復活させ、五條病院をもっと充実させてほしいという声でございます。このような切実な市民の皆さんの声、市長の耳に聞こえてきていませんか。お尋ねいたします。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）聞こえております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）今回の衆議院選挙では、民主党が圧勝いたしました。その結果、もう既に七割方できあがっている八ッ場ダムでさえ、入札を延期すると報道されております。いつ実現するかわからない金剛山のトンネルよりも、今現在、市民の皆さんが不安に感じておられる五條病院を充実さ

せ、市民の皆さんの不安を取り除き、安全を作ることこそが、行政が、市長が、最優先で取り組まなければならないことだと考えますが、市長はどのように考えておられますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 政権が替わったからすぐどうのこうのというようなことは、我々の関与できないことでございます。

金剛トンネルも、将来に向かっては大変重要なことでございます。子供の将来においても必要でございます。また、今おっしゃった医療の問題も常識的に重要な、大切なことでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 今、私が質問いたしましたのは、この五條病院の産科を再開させていただくということが、行政が、市長が、最優先で取り組まなければならないことだと考えますが、市長はどのように考えておられますかということですが、最優先で取り組まなければならないということに対してお答えください。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 最優先でないことないって、それも大切でございますということをおっしゃっているわけですね。最優先と言ったら、これはどないかなという御意見は、また議会から出るかわかりません。私は、大切でございますと言いつつとんでありまして、一番、二番ということ、もつとほかにも、それも大事なことはいっぱいありますから、私はそれも大切な、重要なことであると、常識的な判断をしておるというだけでございまして、あなたがこれが一番、優先ということは、それはそのように言うたらええけども、大切なことはいっぱいありますよ、これも大切ですよということでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） ということは、市長にとって、いろいろいっぱい大切なことがある中の一つだということ、そういうことで理解してよろしいでしょうか。答弁お願いします。

○議長（北山和生） 吉野市長、その件に関して答弁をお願いします。

○市長（吉野晴夫） そういうことでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子）五條市の人口が年々減少し続けている中で、少子化対策としても、まず五條市で子供を産むことができるようにするということは、私は大変大切な、最優先なことだと思っております。

先ほど、田原議員の質問に対し、市の今後の取組として奈良県等に要望しているとの答弁がありました。お隣の橋本市に行かなくても、五條市で子供を産むことができるように、五條市民の要望である産科の再開、そして医師の人数を増やす等々、五條病院の充実に、五條市長として、吉野さんには取り組んでいただきたいと思っております。

次に、市民の足、市内巡回バスについてお尋ねいたします。

このことについても以前より提案してまいりました。そして現在、西吉野町、大塔町で実証実験されている生活バス、デマンドタクシーを旧五條市でも実証実験し、運行していただきたいと提案いたしました。五條市の人口は平成二十一年三月三十一日現在三万六千二百六十三人で、そのうち六十歳以上の方が約三五パーセントおられます。今後、更なる高齢化を迎える五條市において、市民の足となる市内巡回バスがますます必要となつてまいります。今、吉野さんも車に乗っておられますが、いずれは車から降りなければならぬ日がやってまいります。

市長は、交通弱者、交通手段を持たない方々の市民の足の確保についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）市民の足である市内巡回バスについてお答えをいたします。

市民の足としての市内巡回バスの運行につきましては、高齢者等の交通弱者の通院や公共施設等へのアクセスなどの対応策として要望があることは承知しております。しかし、現状では本市の山間部での、西吉野町、大塔町では奈良交通バス事業者の不採算路線の撤退が進んでいる状況であり、その代替交通の確保としてデマンド方式の乗り合いタクシー及び生活バスを、平成二十年四月から実証運行として実施しておるわけでございます。

実証運行の期間は、三年間です。こういった状況では、まず市民の足を確保するためには、既存の奈良交通バスの路線バスを利用していただき、地域公共交通を維持継続することが何よりも大切であると考えています。

五條市の大変厳しい財政状況において、市内巡回バスを導入することは非常に厳しい状況ではありますが、今後奈良交通バスの運行状況、使用実態、市民のニーズ、交通施策の在り方について、五條市地域公共交通会議の意見などを踏まえながら総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）今現在、西吉野地域の方々は、デマンドタクシーを利用することにより一回百円、あるいは一回二百円で五條病院まで乗換えなしで車で行くことができます。旧五條市民は、例えば私の住んでおります田園ですと、もし病気になるっても五條病院までの直通バスはございません。市民の足となるバスを、例えば五條病院、それから市役所、ショッピングセンター等を巡回し、走らせれば、特にお年寄りにとっては安心かつ生活が大変便利になります。

私は将来の金剛山のトンネルよりも、今この五條市で生活している人を大切に考え、まちづくりをすることが大事だと思っています。

今九月議会の開会のあいさつで、市長は、「五條市民が安心して希望を持って暮らせるように精魂を傾けなければなりません。」と言われました。市民の足、市内巡回バスの早期運行実現についても、そしてまた先ほどの五條病院の充実も、私の議員活動を通じて得た五條市民の多くの皆さんの切実なる声でございます。

五條市の厳しい財政状況ではございますが、吉野さんは市長として、五條市民が安心して希望を持って暮らせるように、精魂を傾け、市民の皆さんの声にこたえていただきたいと思います。

次に、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。市長は、現状は間違いなく夕張に近い状況であると常々言われておりますが、五條市の現状は本当に、間違いなく夕張に近い状況なのでしょうか。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）間違いなく、私が市長に就任したときには全国で夕張が一番、六番が宇陀市、八番が御所市、九番が五條市という状況でございました。二年間で大分と改善してきております。しかし、まだまだ健全化にはほど遠い状況でございます。子や孫のためにもですね、更に財政健全化ということが必要不可欠なものと考えております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）市長になられたときは…、はい、わかりました。今の現状は間違いなく夕張に近い状況であると、市長は思われていますか。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）夕張も一つの範囲内だと、そこから今、その引力圏から脱皮するために一生懸命やっておるのでありますね、気を許されないという状況でございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子） それでは、次にいきます。

箱物を造らないというのは、市長の公約でございました。市長が奈良県建設業協会通常総会に出席し、あいさつで言われた五條市が今後推進すべき事業、合計二百二十三億円中に新市役所庁舎約四十億円等々の箱物が入っておりますが、箱物を造らないという市長の公約はどうなりましたか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 議会の御協力を得ていませんので、箱物は造っておりません。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） そういうことを伺っているではありません。箱物を造らないという市長の公約はどうなっていますか、今でもこの公約は生きていますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 箱物は造らないと言いましたが、議員としてよくわかっておられるでしょう。し尿またごみ施設、そして消防署、同じ箱物でもね、そういうのが必要でしょう。今まで無駄なことをして五百二十億の借金、これ、できてきたんですよ。それを私はやめときましょうということであって、必要な箱物は必要ですよ。何でも一束にしてしまっただけでね、箱物はあかんということ自体が私はちよつとおかしいと思いますよ。そうじゃないですか。全部箱物はあかんのですか、建物は。必要なものはあかん。私は今までしてきた無駄なものはやめようと、これははっきりと公約に掲げてやってきました。そういう範囲のものは一切造っているつもりではございません。今までしなかつた中、しなければならぬものは、箱物であろうと何であろうと、私は自信を持って子供らに残さんなん、箱物施設、これは必要なものはやりますよ。そういうことでね、箱物、箱物と全部一束にしてあかんと言うのはちよつといかがなものかなと、私は思います。だから、し尿施設にしても、三十一年もたつて老朽化している、早いこと地元の議員も建て替えれと言うてこそ本当の意見じゃないかなと、私はそのように思いますよ。近所から早いこと建て替えてくれという要望も、こないだからもそういう要望もきております。これを箱物というて、反対というのはいかがなものかと私は思います。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 私は、あかんとか駄目だと言っているわけではございません。よく言葉を聞いていただきたいと思えます。

私も、市長の意見に賛成でございます。私の市政報告十七、その二を読んでいただきたいと思えます。

次に、市長は、財政改革を掲げ当選されました。そして、子や孫のために借金を残さない。これも公約の一つでございます。しかしながら、六月議

会で合計二百二十三億円の優先順位がどれも一番であるという、これらの事業を行えば、財政難の五條市において、将来子や孫に借金を残すことになりませんが、市長はこのことについて市民の皆さんにどのように説明されますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 先ほどの答弁と一緒に、合併特例債、そのために合併特例債はあるし、そのために合併も意義あるものだと思っております。それがあなた、議員のおっしゃるね、何でも箱物というんですかと、二百二十億のどこに無駄がありますか。それは子供らにもしてあげなければならぬものだと、私は信じております。決して無駄な箱物とは思っておりません。今までののが無駄だと、私は言うわけございません。全部違いますよ。（議場に声あり） なんです。立つて言ってください。（笑声）（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） はい、そういう声がありましたので、それでは市長にお尋ねしますが、この二百二十三億円の中のその事業はみんな無駄ではないと。今までの無駄な事業というのはどういふのがあるか、ちよつとお尋ねいたします。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） しばし休憩か、二、三日頂いてですね、洗い出して答弁させていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） はい、それでは返事をお待ちしておりますのでよろしく願います。

そして市長は、先の六月議会で、合計二百二十三億円の事業について、優先順位について、どれもが一番であると私に答弁されております。そして今日の午前中の太田議員への答弁では、いろんな事業に対してあれもこれもということでは五條市ではできないのではないかと、すべて同時に行うという事は…、と言われておりますが、六月議会で私の答弁と、午前中の太田議員への答弁と、市長の答弁が全く反対でございます。どちらが本当でございますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田答弁のやつ、あれは中止と言いましたしね、私は。（議場に声あり） 朝から中止って言いました。そして、私は今、二百二十億の言うところやつはどれもこれも大切やと、どれが一番と、子供十人おったかってどの子がかわいいというよりもみんなかわいいですね、議員の皆さんも一緒ですよ。そういうことでございますんでね、そういうのは私に言わせたらへ理屈と思えますね。（議場に声あり）（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） かしながら、五條市の厳しい財政状況ではどれもこれも一番というわけにはまいりません。優先順位を付けていただいて、やっていただかなければいけないことかと思っております。

九月二日の新聞に御所市が平成二十年度の決算を発表し、「実質公債比率が二五・八パーセントとなり、早期健全化基準の二五パーセントを超え、早期健全化団体に転落することが確定した。」と載っております。次は五條市かと、五條市民の皆さんが大変心配しておられますが、市長、五條市は大丈夫ですか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） そういうことにならないように、私は日々努力しておるわけでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 答弁になっておりません。

五條市も、御所市のように早期健全化団体、そして夕張市のように財政再生団体になれば、何よりも市民が一番大変でございます。平成十七年度の五條市の実質公債費比率は一七・八パーセントで、平成二十年度は二〇・一パーセントと、財政指数が悪化しております。税収も下がる、地方交付税も下がるであろう五條市において、先の六月議会で市長の答弁にありました、優先順位どれもこれも一番だという二百二十三億円の事業を行えば、近い将来、五條市も御所市のように早期健全化団体に転落してしまうのではないのでしょうか。市長どうですか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私が市長である限り、そういうことは絶対に心配ありません。御所に比べても二〇・数パーセントということですね、夕張から、ずんずんと遠くなりつつあります。任せといてください、失敗いたしません、私が市長である限り。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 言葉だけは、頼もしい言葉頂きました。しかしながら、今後これらの事業に、午前中も合併特例債を使うと言っておられました、合併特例債を使うとなれば、平成二十六年という期限まであと五年しかありません。いかに財政難の五條市であっても、私も市長と同じ考え方でございまして、五條市にとって必要な事業についてはやっていかなければならない。そして、先延ばしにするのではなく、早くやっていただきたいと思えます。

新消防庁舎も、用地は既に確保されております。今井町に早く建てていただき、本来であればもう既に建っているはずの新消防庁舎でございますか。

次に、市長はよく思い付きでものを言い、日替わりで言うことがころころと変わりますが、市長の判断が中止から中止、そして休止となった上水道岡中継施設築造工事についてお尋ねいたします。

御承知のように平成七年の阪神淡路大震災の後、平成十五年に東南海・南海地震対策推進地域に指定され、そして、万一の災害時における不満はぬぐい去れないことから、住民の安全対策として建設計画がなされ、予算も計上されていた岡中継施設築造工事が、平成十九年十一月二十八日に突然中止となりました。そして翌年、平成二十年三月三日に中止、そしてまた三月六日には休止となった岡中継施設築造工事でございますが、昨年平成二十年三月議会で市長は、災害に必要な順番、飲み水に必要な順番、どれが一番かということを決めていこうということでございますが、それをまだ調べておりませんという答弁でございました。市長、あれから一年半たちました。調査の結果をお尋ねいたします。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 岡配水系統はですね、住宅開発計画に伴う全体計画に基づいて岡加圧ポンプ所築造、送配水管布設、岡配水池築造工事を経て昭和五十七年田園地区及び岡地区に給水を開始し、昭和五十八年度より未給水地域解消事業により、牧野、北宇智地区の整備工事を実施。当該地区には現在給水戸数約三千五百戸、日量四、〇〇〇立方メートル弱を給水しております。

岡中継施設建設目的、事業経過でございますが、送水管の高水圧緩和を図るとともに、災害時等における応急給水拠点として活用できる中継施設建設計画を立案、一、七〇〇立方メートルの配水池ですね、一番といたしまして建設工事約四億円で計画し、平成十九年十月末に入札予定しておりますが、入札は中止。その後事業は休止となっております。その理由といたしまして、中継施設の建設計画を平成十六年以前より検討しておりますが、当時と今日の財政状況は急変しております。

現在、岡地区の送水管は高水圧に耐える管種で設計され、工事から二十年以上経過しているが耐用年数には至っておりません。この時期に四億円の設備投資による高水圧緩和が緊急を要するものであります。

現在、市の財政事情に沿って、岡配水系統も含め、基幹水道構造物の耐震対策等も、実施に向け準備を進めています。

平成二十一年三月の水道施設耐震診断結果の概要及び今後の見込みといたしまして、平成二十年九月に補正予算に対応して実施の水道施設耐震診断結果を踏まえて、まず既存施設の耐震性能の判断基準として、施設の供用開始期間中に起こり得る地震動に対して重要な水道施設が健全な機能を損

なわれないように備えなければならぬレベルの基準は、何ら問題なく満たしておるわけでございます。

平成七年発生の阪神・淡路大震災では、神戸、洲本で震度六、またその一部地域において最大震度七を記録、それまでの耐震基準では計り知れない被害となったわけですが、それ以降に新たな耐震基準の設定が行われ、水道施設の備えるべき耐震性能として、各当該施設地域において将来予測される最大規模の地震動に対して生ずる損傷が軽微なものにとどめ、機能に重大な影響を及ぼさないことと、直近で厚生労働省において平成二十年十月に省令の技術的基準改正が行われたところであります。

最新の基準に照らし、今回の耐震診断調査となった基幹配水施設四箇所全般としては、明らかに大きな被害損傷を受けるといったものはなく、幸いにも一応の耐震力を有している結果が得られましたが、しかし、部分的にはうち三施設において土木構造物の一部に将来起こり得る最大の地震に対しては、やはり補強や修理を行う備えが必要である結果となりました。

今後の方針としては、診断結果を基に、引き続き速やかに補助金等の予算繰替えとかいろいろ計画的に進めていきたいと考えております。なお、今年度は、実施設計業務に係る委託料四百万円を予算措置しており、近々発注の予定であります。

基幹水道構造物といたしましては、岡の加圧ポンプ所、丹原のポンプ所、三在のポンプ所、岡配水池というところでございますので、それは暫時補強はしていきたいと。それ以降にですね、またいろいろ地震対策ということは考えていかなければならない。まず既存の施設からということでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 長い長い説明、ありがとうございました。

行政の使命は、市民の生命と財産を守ることでございます、市長。

今も地震は方々で起こっております。もし大災害に見舞われたならば、五條市の場合でございますと、この今の岡中継施設築造工事でございますと、北宇智地区、田園地区、岡地区、牧野地区約三千五百戸、人口にして約一万人に被害が及びます。いつ起こるか分からない大地震に備え、災害が起こっていない今のうちに市長、早急に決断をし、岡中継施設築造工事に取り組み、五條市民の安心、安全、生命、財産を守っていただきたいと思っております。

何度も申し上げますが、市長、それがあなたの第一の仕事でございます。

次に、過日、八月二十六日、議員全員協議会で平成二十二年度より指定管理者制度の導入を予定する十一施設について説明がありました。

一、五條市滞在体験型観光施設、通称前防邸、二、五條市立図書館、三、五條市賀名生の里歴史民俗資料館、四、五條市立西吉野コミュニティセンター、五、五條市人権総合センター、六、五條市衛生センター、七、五條市斎場、八、五條市市民会館、九、五條市西吉野すみ館、十、五條市大塔天辻館、十一、五條中央公園、以上十一施設でございますが、私は、必要な施設の指定管理者制度には賛成でございますが、この中には unnecessary も含まれており、 unnecessaryなものについては当然反対でございます。

そして、三月議会で申し上げましたとおり、何よりも指定管理者選定委員会のメンバー及び選定方法は、まず一つ目、より公正性、透明性の高い組織になるように、前回、前々回のように副市長、総務部長のような行政に携わる職員が入るのではなく、全員外部委員で構成すること。そして二つ目、選定方法ですが、選定委員は無記名ではなく記名式で、自分の名前を明らかにしてジャッジしていただきたいと思えます。市長の答弁は、市の独自の考えを入れながらやっていきたいとのことでしたが、市が市の独自の考えを入れれば、公平、公正性が失われます。ひいては行政に対する市民の不信感につながってまいります。市民の皆さんに疑念を抱かれることのないよう、次回からはより公正性、透明性の高い組織になるように改めていただきたいと思います。市長の答弁を求めます。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） そのためにもですね、専門職も入れておりますし。残念なのは議会からこの前は入っていただけなかったですね。そういうことも踏まえてですね、議会からもやっぱり入っていただけだと、逆に申ししていきたいと、私もそのように思っております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 市長、私の質問は二点でございます。

まず一点目は、副市長、総務部長のような行政に携わる職員が入るのではなく、全員外部委員で構成すること。

それからもう一つ、選定委員は前回、前々回とも無記名でございましたが、次回からは記名式で、自分の名前を明らかにしてジャッジしていただきたらどうかと思っております。よその市でこのようなことをやっている市もございまして、是非五條市もそれに習っていただいて、やっていただきたいと思えます。

もう一度市長に答弁を求めます。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 指定管理者の要綱は、もう決めてあるみたいですね。七名以内で、そして副市長、総務部長とかですね。

この辺から検討せよというのだったら、また検討してもいいですけどね。その中に、これは議員さんは入ってないのか、……副市長。入ってない。これは入ってもらったらどないで。特に藤富議員どないですか、立候補なさったら。それは冗談といたしまして、そういうこともこれから考えていたら……そういうことやな……（議場に声あり）そしたら、どないしたらええんで……だから要綱について、またそれを変更するんやったら変更する話はいはね、それはしたらええと思えますよ。それは、いちいちわしが全部責任持つけどもね、全部覚えとけと言ったかって、これは実際無理な、ここでぼつと言われても、私がこれ外したってことまで知らんやないか。そら責任はあるよ。しかし、そない知らんやないか、言うたやないかって言われたかって、これ、話が前に進まんでしよう。責任は持ちますよ。しかし、もうちよつと前向きで、いろいろなことを話し合っていたきたい。私はそない思いますよ。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） このことについては、選定委員を決めるとか、記名であるとか無記名であるとかっていうのは、市長権限でどうにでもなると思うんです。その要綱が決められているかもわかりませんが、それは人間の作ったものなのでございますから、要綱であろうが、条例であろうが、幾らでも変えることはできますので、それで今、私の質問は、市長の考えをお尋ねしたんです。

副市長、総務部長のような行政に携わる職員が入らないで、全員外部委員で構成することについては、市長、いかがですか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 全員というのは、またいかがなものかと思えますしね。我がまちにおきまして、指定管理者というのは初めてでございました。だから、いろいろ試行錯誤もございまして、またおっしゃるとおり、この部門は指定管理者に適している、適していない、また幅広くとか、また地域的にとか、いろんなことも考えながらやっていきたいと、そない思っておりますので、いろんな御意見は参考にさせていただきますながら、それはやっていきたいと、そのように思っております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 指定管理者については、もう二回ありましたので、次は三回目になります。もう既に二回済んでおりますので、もう二回経験されたら、いろんなことがわかるのじゃないかなと思います。これはまあ、市長権限で幾らでもできますのでね、市長のお考えはどうかということをお尋ねしているんです。もっと大きいことでも市長の考えでいろいろ決めておられているのですから、提案されているのですから、こんなちっぽけな

こと、それも、公平性、公正性、そういう透明な五條市の行政に対する市民の不信感につながらないようにするように提案させていただいたことで、市長がここでそのようにするとおっしゃっていただければ済む話でございますが、もう一度市長。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） もう二回と言ったかつて、まだ二回ですわ。私としたらまだまだ経験不足やと。ただ、いろんな御意見は取り入れてやっていきたいと、まあ言うことがすべて藤富議員に対する答えじゃないかと思えますね。全部するとか言うんじゃないかと、そういう御意見も考えながらやっていきたいということで。ただ、二回で全部と言ったかつて、これもまあいろいろ意見がございまして、一回目はいろんなトラブルがあつて、お願いしておった人が全然入ってくれないとかいうこともありましたですね。値段ばかりじゃない、総合的な意見も勘案して決めるといふこと。でも、藤富議員は値段を言うておりましたですね。そればかりじゃなくていろいろとということも、これも考えて決めていかなければならないんでね、まあそういうことも踏まえながら、まだまだ二回というのは回数、経験が少ないと、私は思っております。（「四番」の声あり）

○四番（藤富美恵子） たかが二回であります、されど二回でありますので。

なかなか市長にうんと言つていただけません。市民の皆さんは、前回、前々回、指定管理者制度について不信感を持つておられる市民の方もたくさんおられます。今の市長の答弁ですと、まるで市長の権力を持つて不正をしようとしていると、そういうふうに市民の皆さんに映るのではないのでしょうか。

次に、市長は五月三十日に二百九十七地区の自治会長の皆さんに、一、五條市議会議員の人数、二、五條市議会議員の報酬、三、五條文化博物館の休館、四、市民の皆さんの御意見等についてアンケートをお願いされました。そして本日、九月十日発行の広報五條に、一、二、三、五條市議会議員の人数、市議会議員の報酬、五條文化博物館の休館についての結果が掲載されておりました。しかしながら、四の、市民の皆様の御意見等については公表されておられません。私もこれを頂き、見せていただきましたが、何分数が多すぎて、広報には載せられなかったのだとは思いますが、今私がつ持っておりますこのアンケートの結果は、アンケートに協力していただいた各自治会長さんには配られましたか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まだ配っておりません。広報に載せるだけみたいですね。配つとけと言つたんやけどな。まだらしいですよ。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） そのときには、この四の結果、たくさん書いてありますが、この結果も同時に公表されますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 広報には、細かいやつは記載はいたしません。でも、アンケートに御協力していただいた方には細かいやつまでお配りすると、これは言うてあります。

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） まあこの、市長がとられたこのアンケートは、市民の皆さんが納めた税金を使って、市民の皆さんの協力を得て、市長がとられたアンケートの結果でございますので、市民の皆さんの貴重な意見でございます。一部だけの公表ではなく、この四番まで全部アンケートの結果を公表していただきたいと思えます。

そして、たくさんありますけれども市長、これらの市民の皆さんの御意見を市政に反映させていっていただきたいと思えます。

それともう一つ、自治会長の皆さんにはこれを送られるということなんですけれども、このアンケートの結果については回覧板で回していただくなどして市民の皆さんにお知らせしていただきたいと思えますが、市長いかがですか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 広報で配れば、それで二重になるんじゃないかなど。やはり自治会長さんにおきましても、ボランティア活動で、できるだけ連絡事項におきましても少なく簡素化にと思っておりますし、広報のみでやっていきたいと思っております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 今言わせていただきましたけれども、市民の皆さんの貴重な意見でございますので、広報でしたらこの一、二、三番しか載っておりませんので、一番大切なのどうか、一、二、三と同じように大切にございますので、この四番の意見、市民の皆さんの意見も是非五條市民の皆さんに回覧板等で私は回していただきたいと思えます。

最後に、私が議員活動を通じて得た市民の皆さんの声は、このようなアンケートではなく、市民は何を一番してほしいか、そういうアンケートをとってほしいという市民の皆さんの声を市長にお伝えして、私の一般質問は終わります。

○議長（北山和生） 以上で四番藤富美恵子議員の質問を終わります。

次に、二十番大谷龍雄議員の質問を許します。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、議長の許可をいただきまして、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。項目だけをまず最初に申し上げます。

一、今井予定地への消防庁舎建設を目指す来年度の予算編成について。二、河川における水難事故防止対策について。三、五條市衛生センターの改築内容について。四、指定管理者制度導入の問題点について。五、市議会議員の資料要求における公文書の閲覧及び写しの交付に関する今回の措置の問題点についてでございます。詳しいことは、自席から質問いたします。

〔二十番 大谷龍雄自席へ〕（二十番の声あり）

○議長（北山和生）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）それでは一番、吉野市長に質問いたします。

先ほどからも、各市会議員の質問にも入っていましたように消防庁舎の建設はですね、やはり市民の命と財産を守る上において大変急がれます。特に、現在において急がれる理由を二つ申し上げます。その一つは、この間、静岡県近辺を中心とした地震が、連続して三回起こっております。また、海外でも、予想もしない地域、国での地震が発生しております。そして、異常気象の中で、今まで災害のなかったような兵庫県の佐用町等々でも大きな災害で十二、三名の方が亡くなっていると。このようにですね、地震と異常気象の現在の状況から考えましても、現在の建築基準法に基づく消防庁舎の建設が大変急がれるように思われますね。

急がれるもう一つの理由は、朝からの各議員の質問の中にもありましたように、借金を増やすことはいいことではありませんけれども、しかし現在の財源対策の中で一番有利な合併特例債、借金をするならこれを活用するということが一番有利なわけでありますからね、それを有効に活用して、消防庁舎を建てていかなければならないわけですけれども、五條市の合併特例債の限度額は百七億円、そして活用できる期限は平成二十六年ということですから、合併特例債を有効に活用してやらなければならない必要な施設は、ごみ処理施設、その他あるわけでありますから、やはりこの財源対策の期限を考えても、急がなければならないんじゃないかと思えます。

したがって、もしたまたまどこへ建ててもいいかということではないわけですね。やはり、今井町の予定地にまず建てるということが大切ではないかなと思います。

この間、吉野市長が答弁してきました吉野市長の案は、私の試算では、今井町の予定地に建てることと比較すれば六億円以上の無駄遣いで、そして、消防庁の指針に近づかないというふうに判断します。だから、吉野市長案は断念して、今井の予定地に建てる。この件につきましては、前回の議

会で、吉野市長は丹原町への建設を目指して調査費四百万を出してきましたけれども、もうほとんどの議員さんはこれを承認しなかったわけですかですね。だから、こういう現在の議員さんの意見を考えても、総合的に考えても、やはり今井の予定地へ建設をしなければならぬではないかと思えます。

きょうの新聞を見てみますと、消防庁が去年の救急活動の状況を発表しております。それによりますと、救急車が現場に到着する時間が全国平均七・七分になっていると。これは、以前よりも時間が増えているわけですね。そして、通報をもらってから患者を医療機関に収容するまでの時間も、今までより長くなって三十五・一分になっていると。このように、消防署の責任は、火事の場合においても、救急患者の搬送の場合においても、連絡を受けてから火を消すまでの時間も早くせないと、患者の場合は搬送を短時間で行って必要な医療機関へ早く届けなければいかんという、この重要な責任が消防署には託されているわけです。

したがって、今私が申し上げました、急がなければならない理由、そして、吉野市長の案では、丹原町に建設、本町の現消防署を分署にという案では、お金が六億円以上も要る割には消防庁の指針には近づかないというふうに判断しますから、私は、やはり来年の予算編成時には今井の予定地へ消防庁舎建設の予算を組むべきではないかと思えますけれども、吉野市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員の質問に答えさせていただきます。

今井町への消防庁舎建設に関する経費については、来年度予算への計上は考えておりません。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） はい、今もう急がなければならない理由、その根拠、そして前回議会での多くの市会議員の不承認、そして丹原町の中には吉野市長が差し押さえている土地があるのではないかとということが、五條市広範囲に広がっている状況であるわけですからね、来年度予算編成では今井予定地に建設するように強く要望して、次に移ります。

河川における水難事故防止対策についてでございます。

皆様方もご存じのように、今年の夏は五條市内におきまして水難事故で亡くなられた方が三名。二人は芝崎の奇岩、あの区間でですね。もう一人は、大塔のダムとなっております。やはりこの間の何年間でみますと、芝崎の奇岩区域での死亡、また、上流の原町での死亡等々、大変多いわけでありますけれども、皆さん方の楽しみの気持ちもよくわかりますけれども、受入れ側としては、命を落とさないような対策にも最大限努力しなければな

らないのではないかと思います。それで私、きのう芝崎の奇岩の区域の現地調査をいたしてきましたわけでありますけれども、まず八月の何日かに起こりました芝崎の奇岩の区域内での死亡についての紙のコピーの報告が二箇所を立てられております。もう一つは、消防署と消防団の連名で水難防止対策の看板が二箇所立てられております。土木の名前での危険を啓発する看板も、二箇所を立てられております。こういう看板が立てられているわけですから、今年も二人亡くなったと。何年間の期間では、多く亡くなっているわけです。だからやっぱり、今の対策では効果が薄いというふうに判断せざるを得ないと思うのです。だから、もっと効果的な対策を、関係者の皆さん方の知恵も頂いて、来年の夏に向けて取り組んでいかなあかんと思うのですけれども、私の方として提案、現時点で申し上げられるのが一つあります。それは、芝崎の元カヌー場の区間の中にごみの持ち帰りを啓発する垂れ幕が二つあるのですね。この幕は、長さ五メートル以上、幅約一メートルくらいあります。これが二箇所置いてくれてあります。これはこれでいいですね。しかしやっぱり、ごみも大事ですけれども、人の命を守る啓発も大事ですから、ごみの垂れ幕に負けないくらいの大きな幕なり看板を、来年の夏までには作っていただくべきではないかなというふうに私の方としては提案させていただきます。

そして、河川管理の責任は、現在滝方面は五條土木と県・国にあるというふうに聞いておりますから、河川管理者の方とも、また、五條市の役所の消防署以外の担当課とも力を合わせて、対策会議、対策チームをもって、来年の夏に向けての対策を考えていただく必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、市長及び消防本部次長の答弁を求めます。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

河川における水難事故防止対策についてでございますが、毎年市内での水難事故が発生し、尊い命が失われていることは御承知のとおりでございます。

水難事故は、河川の増水、遊泳中により発生しております。

また、河川の増水につきましては、大雨等で上流のダムの水量の調整により放流が行われ、それにより市域の吉野川の水位が急激に上昇いたします。その際、河川を利用する人々が川から避難できるように、流域に設置されている警報機によりサイレンの吹鳴や音声等で放流警報を行い、また、市消防署及び関係機関がパトロールを実施しております。

また、遊泳中の事故対策といたしましては、夏季期間中にチラシの配布や県防災ヘリコプターによる上空からの広報、加えて事故多発箇所につきましては事故防止を呼び掛ける看板を設置するなど、啓発活動を実施しております。

そのほか、八月中には消防広報車で危険区域を重点的に巡回し危険防止を呼び掛けており、引き続き九月に入りましてもパトロールを実施しております。

今後これ以上の事故発生を防ぐべく、関係機関と協議を重ね、防止対策を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 今いろいろな取組の努力を答弁されたわけでありませうけれども、やはり近くに住んでいる私としてもう一点申し上げておきたいのは、滝の芝崎の元カヌー場で亡くなられた状況は、波の、放流の関係で増水に直接関係して水死されたという人は一人もおられないと思います。あの程度雨が降って、大迫の放流も始まっておって、ある程度水が増えておったときもありますよ。しかし、急にダムを放流をするということの関連で亡くなられた方は少ないのではないかと思います。だから、やはりそういう状況からいいますと、これは推理、想像ですけれども、まずあそこに来られる方は、大体の方は食事をされておりますね。食事をされてすぐ泳がれる方もおられるのかもわかりませうし、ひよっとしたらアルコールを飲まれた方が泳がれているかも知れませんね。これは推理の領域ですけれども、まずアルコールを飲んだ後で冷たい水につかれば、心臓まひ及びその他の障害が起こるということを、お医者さんにも相談して、医学的にそういう具体的な啓発を看板にも、大きな看板に入れていかなければいかんのではないかと思います。

それともう一つは、芝崎の元カヌー場のところは、もう始めから終わりまで流れがきついです。わたしらは小学校時分からあの川で泳いでいますから、大雨が降って台風で水が増水しても泳いできた川のかっぱですけれども、その私でも、あの区間で水の増えていないときでも泳ぐのは危ないのです。流れが速いというのと、あちらこちらに危険な岩が川底にあるわけです。川底には砂みたいなもの、何にもないんですよ。もし、あの元カヌー場のところで川に入られたのであったら、池になっているところは別として、あの流れの速い、岩の多いところへ、体をつけていくということの気持ち私には想像できないのですけれども、しかし実際は体を、川につかって、それで流されて亡くなっているわけですからね。だから、最近の異常気象の暑さということも関連して、食事した後、暑いからすぐつかるといって泳ぎをされている方もおられるかも知れませんが、まず、もし法的にここは水泳できるところではありませんということまで表現ができるのであれば、私はその表現で、ここは水泳したら危ないですということまでの啓発をしなければならないのではないかと思います。もし法的に問題だったら、もうこの危険な区域は水泳は禁止ということにしたらどうですか、食事だけで、もし泳ぐのであったら、カヌーの皆さんみたいに必ず浮きをつけて泳いでもらおうとか、ある程度法律の範

囲内での厳しい条件を付けないことには、なかなか町場の方々にはおわかりいただけられないのではないかと思います。

その辺、先ほど、今まで努力されたことを、これはずっと、何年も前からしていたいてるわけですけども、しかしそれでも今年は、あの場所で二名亡くなられているわけですから。吉野町でも亡くなっておりますからね。その辺、もう少し効果の上がる具体的な啓発活動を、法律の範囲で、正確に、来年の夏に向けてやられるよう強く求めておきたいと思います。

次長、答弁がありましたら、答弁しておいてくれますか。

○議長（北山和生） 消防本部山田次長。

○消防本部長（山田善久） 二十番大谷議員の質問に自席からお答えします。

市長の答弁と重複する点がありますが、河川における水難事故防止対策につきまして、消防の対応といたしまして、滝町の事案で、児童が川に流されたというのを踏まえ、水難事故防止の啓発看板を滝二箇所、原町バンガローカルディアに一箇所、計三箇所に設置いたしました。しかしながら、看板設置の翌日、滝町の同一場所で水難事故が発生し、成人男性一名が死亡する事案が発生しました。消防本部といたしましては、水難事故防止の巡回広報を九月上旬まで実施しております。

上流の吉野広域管内でも同様の水難事故が多発したことから、五條消防、吉野消防、中吉野消防の共通対応として、奈良県防災航空隊に依頼し、吉野川の上空から防災ヘリを活用しての水難事故防止の広報活動を地上広報と連携して実施いたしました。

毎年のように水難事故が発生している状況から、今後早期広報活動の強化、防災航空隊との連携による広報活動を行っていきたいと考えております。また、事故防止の看板につきましても、大谷議員の質問を参考にいたしまして、各関係機関、市庶務課、五條警察、五條土木、県河川課とも対応協議をもつ機会を必要と考えており、関係機関との連携を図ってまいりたいと思っておりますが、先ほど大谷議員さんが言われましたように、遊泳禁止ということになれば、河川につきましては、出入りが自由であります。これを取り締まる法律は現在ございませんので、これをする場合においては、関係法令の整備等が必要でありますので、私が答弁いたしましたことにつきましては、関係機関と再度協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） もう一点だけ申し上げておきます。

ご存じのように、芝崎の奇岩は景観が良くて、そしてお弁当を食べて楽しむ場所にはもってこいのところですね。ところが、その前にある川は危険

な、カヌー場であったわけですからね、カヌー場に適した流れですから泳ぐには適していないわけですね。だから、あの奇岩の前の川が遠浅の川であって、弁当を食べて楽しんでいただくところにもいいし、泳ぐ場所にもいいという、二つが整うところだったらいいのですけれども、相反しているわけですからね。だからその現状をよくとらえていただいて、先ほど申し上げましたように、亡くなられた方の具体的な、おぼれた状況もよく研究していただいて、来年の夏までに、効果的な対策を関係の皆さんと協議していただいて、考えていただきたいと。また、それまでに私としてもいい提案があれば申し上げていきたいと思えます。

次にいきます。

それから、五條市衛生センターの改築内容についてですね。

この件につきましては、朝から関連する議員さんの方からも質問が出ているわけでありまして、私も昨年の六月、それからまたそれ以後、きょうと、三回取り上げさせていただいてきたわけでありまして、一つだけ、まず最初に答弁をはっきりしていただかなければならない点があります。それは、建築されてから三十年以上もたつて耐用年数が切れている状況でありますから、このままではいけない、何とかしなければいけないということは、それぞれの議員さんも、理事者も、皆さん方も、わたしたちも一致しているわけです。建設に反対というふうな表現で市長は答弁しておったけれども、反対する議員さんはだれもおらないのです。このままではいけない、どないかせないかんということで、皆、立場、認識は一致しているわけですね。

そのどないかせないかん方法としては、この間の議員さんの提案やら私の意見を申し上げますと、大体二つあるわけです。それは、隣に県の下水道処理場がありますから、集まったし尿をちよつと薄めただけで一〇〇パーセント県下水道処理場の管に直接投入して、これを専門用語では希釈投入って言っているらしいですね、希釈投入して、ほとんど一〇〇パーセント処理してもらうという方法。これについて、やはり私よりも早くそれぞれの議員さんも言われているようでありますから、私も六月議会では、近くにある県の公共下水道の施設を一〇〇パーセント活用すべきだということを言わせてもらっていますからね。一遍この、県の下水道処理場に一〇〇パーセント希釈投入で処理をしてもらえないのかどうか、その努力をどれだけされてきたのか、そして相手はどう言うているのか、先に答弁していただけますか。

○議長（北山和生） 上田部長。

○生活産業部長（上田卓司） 二十番大谷龍雄議員の一般質問につきまして、自席から失礼をしてお答えを申し上げます。

衛生センターの建て替えにつきましては、現在のセンター敷地内に現施設を稼働しながら建設をし、完成後、現施設の取壊しを行う計画であります。

また、新施設の概要につきましては、高度処理を含む三次処理の後、河川放流ということが基本的な考えであります。新施設の建設までの間、暫定的に一次処理又は二次処理の後、流域下水道に直接放流することができないか、これを現在県と協議をいたしております。

これらの内容につきましては、県と協議を進める中、建設費のみならず運転費や下水道料金、ランニングコスト等も含め市の負担を最も少ないものにしたかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） もう一度質問しますから、よく聞いてくださいよ。

朝からの議員さんの質問にもありましたように、くみ取ってきたし尿をほぼ一〇〇パーセント県の公共下水道の管に直接投入して処理してくれたら、五條のし尿処理センターの建設は要らないわけです。直接投入するだけの設備で、もう済むのですわ。こんなえらいお金も、要らんわけです。そういうことを、朝からの議員さんらも言うておるわけです。改築の間の援助だけを聞いているのと違いますのや。し尿を一〇〇パーセント県の処理場で処理してもらえないのかどうか、その話をされたのかどうか、されたんやったらその点について県はどない言うているのかということをお聞きしているのです。

わかってくれましたか。もう一度答弁してください。

○議長（北山和生） 上田部長。

○生活産業部長（上田卓司） 大谷龍雄議員の御質問にお答えいたします。

現在の浄化センターというものにつきましては、流域下水道区域、下水道事業の区域内のし尿につきまして処理をするという施設でございます。それ以外の区域のものにつきましては、各担当市の方で処理をしていくということが前提でございますので、直接浄化センターの方に投入をするために持つていって、そこで希釈をしていただくということについては、県は、若干無理であるということでありまして、国の認可区域外のし尿という形になりますので、そのことで御理解をお願いいたします。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 直接投入を受けてもらえれば、三十億も出して衛生センターを建設する必要がないわけですから、その辺は県の方に粘り強く交渉すべきではないかなと。いったんは県知事が、五條の衛生センターの建て替えのその期間、処理場がストップしなければならなくて処理できないの

やったら、その期間だけでも直接投入を受けますよと言ってくれたということを、議員さんの方から明らかにされていきますわな。だから、そこまで前の知事は答弁した証拠が資料として残っているということですから、絶対技術的にし尿を直接受けるということではできないということではないのです。私もいろいろ勉強させてもらっていますけれども、ちょっと水を加えて薄めたら、処理はできるのです。技術としての処理はできるのです。技術的にできないことはないのです。ただ、県が受けてくれるかどうかという問題だけです。このし尿を一〇〇パーセント直接県の下水道処理場として受けてくれないかどうかの努力を引き続けてやっていたかどうかというのを強く申し上げておきたいと思えます。

そしたら、今答弁されましたその案でこの処理場を改築するということではいかなければならないときは、そしたら、現在の処理場をストップしなければならぬということはないわけですね。横の空き地に新しい処理場は十分建設できるといふような答弁の内容ですからね。今の古い施設を稼働しながら改築はできるということですね。しかし、去年の六月議会でも提案しましたように、現在大和郡山市は、し尿処理の段階には一次、二次、三次とありますけれども、一次、二次の処理は大和郡山市でやって、三次は大和郡山市にも横に県の公共下水道処理場がありますから、三次だけは県の公共下水道処理場にやってもらっているわけですね。そしたら、その三次処理の設備と技術は要らない新しい処理場を建設したらいいわけですから、それだけ安くつくわけですね。私はこれを、去年の六月議会でも提案しておりますけれども、この点について検討、交渉したのかどうか。したのであれば、県の姿勢を明らかにしてくれますか。

○議長（北山和生） 上田部長。

○生活産業部長（上田卓司） 大谷龍雄議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどからお話をさせていただいておりますように、一次、二次という形でもって希釈をし、処理をした後、流域下水道に直接流入するということがございますので、ただ今大谷議員さんのおっしゃったとおり、そのことについて県と協議をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） あくまでも朝からの議員さんの、もう一〇〇パーセントし尿の処理を県で受けてもらえば、大変な安上がりですから、その努力もしつつ、どうしてもあかん場合は、今私が申し上げました、答弁にもありましたその方法も仕方がないのではないかなというふうに思います。

次に、環境整備に十億円、吉野市長、あなたが建設業協会の集まりで配った資料を見ますと、環境整備として十億円入っています。これは朝からの答弁でも、吉野市長は答弁していますから、この点で質問しますけれども、し尿処理施設三十億円かかる中で、周辺住民の皆さん方の要望にこたえ

るために十億円を予定しているということは。そして、朝からの答弁を聞いておきますと、できるだけし尿処理場の近くにと、住民の皆さん方の要求される施設を造りたいと答弁しておりますけれども、現在のし尿処理施設はもう、目をつむっていてもわかるように、前は市道、旭登さんとの間にも道路があります。河川の方は木が生えていますね。改築するのに、もういっぱいばいばいの面積しかないところに十億円かけて、その近くに住民の皆さん方の要望にこたえるどんな施設を造ろうと思っておるのか、これ今、予算も発表していますし、今の議会の議案の中にも指定管理にするという議案も出ていますから、一遍十億円の環境整備の内容を、吉野市長、答弁してくれますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まず、希釈については、そういう書類は存在しておりません。それは今話し合いをしていることは事実でございますが、担当者におきましては寝耳に水というような対応でございます。しかし、我々は当初から希釈ということも踏まえて、せめて建築の間だけでもということやっております。そして、もし駄目だというときには、し尿処理場の建築、三十一年もたっているから早いことしなければならぬし、隣接地の人が早くやってくれと言っておりますね。こういう話は地元の議員さん始め早いこと近代化の建物を建てたってくれと、また館の中に収容するということのようなこと、あれははっきりと、よそから見てもわかるような建物でございます。

そして、今おっしゃった大谷議員の環境整備、この前から話し合いをした結果、地元の隣接に近い自治会、二つの方から了解をいただきました。そして建て替えをやってくださいと、その中でいろんな要望も出てきました。それは当然しるべき。そして私は、現在あるあのし尿処理場、また下水場、それに対する環境整備の一環といたしまして、体育館も公民館もそうだったと聞いております。しかし、その現場からはるかに離れた、二見の向こうの方に持っていったとあると。それは自治会が了解したからいいんじゃないかなと、私は思いますけれども、私といたしましては、環境整備というものはその施設の近くにするのが環境整備、そういう意味合いからでは、あそこ側には環境整備は一切なされておられません。また、今回連合自治会また自治会の中で、建設についての聞き取り、また、話し合いをした結果、やはり一番多かったのはバキュームカーの通行についてでございます。その解消といたしましては、御蔵橋からの方の河川敷も利用した搬入路、これは寒川医院から真っ直ぐ、ずっと下って、木村車両の前から吉野川の方に、う回路も含めて、皆様方が一番問題にしておりますバキュームカーの搬入路を新設したいと、川原の方ですね。そういうことも含めて環境整備を速やかにやっていきたい。いまだにしてないものと、私は了解しております。だからこそ、私は遅きに失した環境整備をするという、私の判断でございます。

以上でございます。（二十番）の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） だから、環境整備十億円の中には、今の答弁で言いますと御蔵橋からの新たな道路建設ということも含んでいるということになるわけでありませけれども、関係自治会の皆さん、住民の皆さん方の本心に心から願っていることをもう少し粘り強く聞かれて、そして、その対策として、本当に御蔵橋からの道路建設がいいのかどうか、この結論も皆さんに諮った方がいいのではないかなと思いますね。こちらだけで先に決めるのではなしにね。何と言うても十億円ですからね。そのことを強く指摘しておきたいというように思います。

次にいきます。

指定管理者制度導入の問題点についてでございます。指定管理者制度の議案書が既に上程されておるわけですが、過去にも上野公園、阿田峯、五万人の森もね、もうされておりませけれども、私も勉強は遅くなりましたけれども、指定管理者にできる根拠となる法律を、重要な部分だけちょっと明らかにしております。いわゆる地方自治法第二百四十四条の二、この中の第三項に、普通地方公共団体は公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めによることにより、法人、その他の団体であつて、当該普通地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができる。これが、指定管理者にできる根拠法の一番重要なところですね。それに関連して書いていますから明らかにしておきますと、前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めると。そしてもう一つは、指定管理者の指定は期間を定めて行うものとする。そしてもう一つは、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を得なければならぬ。もう一つ、指定管理者は毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。その次、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。だから、この解釈は、指定管理にしたら料金を取っている施設は必ずその料金を指定管理者にもらつたらいいんですよということではないんですよ。認めるとき、五條市として適当と認めるときだけですね。だから、認められないときは、料金収入は指定管理者に渡さなくていいということであるわけですね。

もう一つは、前項の場合における利用料金は公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。これは、この今上程されている議案を見たらすべて料金を取っているところの料金は書いていますから、取るということだね、これはまあ手續は行き届いていると思

ます。

その次、普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。その次、普通地方公共団体は指定管理者が前項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部、又は一部の停止を命ずることができると。特に重要な条項はこれくらいだと思ふのですね。

これをまず明らかにした上でちよつと質問しますけれども、議案書を見ますと、やっぱり議案を上げられた趣旨、目的は、経費の削減と市民サービスの向上ということで、今回指定管理者十なんぼも上程されているのですけれども、議案書を見れば、経費の削減を判断する上において必要な、現在の経費、それがなんぼ削減されるかということは、議案書には何も入っていないのですね。だから、この間の議員全議員協議会の中でも資料を請求してあるのに、一般質問が始まるきよう現在でも、まだもらえていないのです。だから私、この本会議で質問せなしやないわけです。もらえたら、それを参考に、質問時間を省いて、ばあんと言えますけど、皆さん方がくれないから一つ一つ質問せなしやないのですね。皆さん方が上程されている一つの議案ごとに、昨年度、二十年度決算で経費なんぼ要つたのか。この経費をなんぼ落として市としての指定額に、市としての指定額をなんぼに縮められるのか、提案金額、その他も含めて一遍明らかにしてくれませんか。

○議長（北山和生）森本総務部長。

○総務部長（森本敏弘）二十番大谷議員の一般質問、指定管理者導入の問題点ということでございます。

自席から失礼してお答えをさせていただきます。

指定管理者制度自体は、公の施設の管理運営、こういったものを民間の事業者に広げることによって新たな発想による事業展開、あるいはそれによる施設の利用の促進、また、質の高いサービスの提供、更に経営ノウハウや手法を発揮することによる管理経費の縮減等を図るべく創設された制度でございます。

本市におきましても、公の施設の管理運営に民間の長所を発揮していただくということで、指定管理者制度を導入するものでございます。

先ほど御指摘のありました十一施設、すべていろいろとあるわけですが、まず内容の中によりましては、中央公園そういったものもございまして、これを導入することにつきましては、平成十九年七月から一部供用開始ということで、既に市民の方に利用していただいておりますことから、更なるサービスの向上と経費の削減に向けて中央公園に指定管理者制度を導入することとしております。

また次に、前防邸の関係ですが、これにつきましては平成二十二年四月にオープンというように考えております。現在、設計協議を行っている最中でありまして、施設の効果的な利用、こういったものを図るために、完成後直ちに指定管理者制度にのつとるということで、新町の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

それと、五條市の衛生センターでございます。これにつきましては、老朽化した施設のまま指定管理者制度を導入するというのは余り好ましくないというお話もあるかと思いますが、毎年度指定管理者制度に所要の経費、そういったものの中に見込んでおりますので、その範囲内で機動的に対応していただけるような対応も講じております。

また、指定管理者制度を導入することによって、管理経費の削減、これは最大限図ることのできる施設であると考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

次に、もともと指定管理者制度を導入するにはなじまないと感じる図書館、又は人権総合センターにつきましては、募集要項あるいは仕様書、そういった形、また指定管理者と結ばせていただきます協定、そういった中できちっと細かく取決めをすることにより、図書館については市民の教養、あるいは調査研究、レクリエーション等に資するため、また、人権総合センターにおきましては複合施設としてセンターの行う隣保館事業、あるいは児童館の事業、あるいは老人憩の家事業、こういった三つの事業を十分に行うこと、それぞれの施設の設置目的に沿った事業計画の提案をしていただくということでございますので、指定管理者制度を導入することには特に問題はないと考えております。

また、図書館、隣保館につきましては、隣接する大阪府、こういったところでも指定管理者制度というのを導入している事例も多数ございます。そういったことから、指定管理者制度になじまない施設ではないのかなというところで、考えております。

また、十一施設全体に係る人件費の問題についてであります。平成二十一年度の施設人員配置として、職員は十四名、嘱託職員十一名、臨時職員十名の計三十五名の職員をもって十一施設の管理運営を現在行っております。

指定管理者制度を導入することによりまして、重複した形で人件費を負担することになり、決して経費の削減に結び付かないのではないかと懸念もありませんけれども、それらにつきましては、勸奨退職者を含めた今年度の退職予定者の補充、また、指定管理者を導入した施設の職員を含め、各部署に配置することにより、全体の職員定数の管理の下、新規採用職員の人数を減らすことが可能になるということでございます。指定管理者制度を導入しないまま、そのまま退職者補充を新規採用とした場合と比較しますと、膨大な人件費が削減されるということになります。職員として契約期間が残っている嘱託職員につきましては、平成二十二年四月以降も指定管理者を導入する施設以外の部署に配置転換をして、引き続き奉職して

いただくということになるかと思えます。

以上のとおり、指摘される点を含めまして、あらゆる角度から検討を重ね、このたびの導入でありますとともに、指定管理者制度の導入は本市の行財政改革の大きな柱ということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

それと、先ほど来ありました一つの施設に対する指定管理者の費用、あるいはコストの削減というお話があつたように思うのですが、それにつきましては、資料を提出ということで言われておりまして、その内容について若干説明だけさせていただきますと思います。

指定管理者制度導入に伴う各施設の委託料及び削減額について若干説明させていただきますと思います。

一番初めに体験型施設、いわゆる前防邸の件でございます。この分につきましては通常の指定管理者制度と若干異なるということで、こちらから委託料を払うのではなく、あくまでも利用料を頂くという、そういった形になりますので、こちらから出す額ではなく、逆に向こうから頂くというところで、もちろん新しいものでございますのでコスト削減ということもございませんし、あくまでも収入だけがあるという、こういうような形になるかと思えます。

それと、図書館でございます。図書館につきましては、指定管理者に対する指定料金限度額として二千六百三十万を予定いたしております。それに伴います想定の特減額でございますが、二十年度決算と比較させていただいております。比較をした額としては、一千八百十一万七千円が削減効果があるという見込みの額でございます。

次に、賀名生の里歴史民俗資料館でございます。この分につきましては、指定管理料金の限度額といたしまして五百二十万を予定いたしております。また、想定削減額につきましては、三百七十三万九千円でございます。

それから四番目、西吉野コミュニティセンターでございます。この分につきましては、指定管理料金の限度額につきましては九百六十万を予定いたしております。また、想定削減額につきましては、三百十三万円であります。

次に、五條市人権総合センターでございます。これにつきましては、指定管理料金の限度額は二千百万円。それから、削減額につきましては、一千七百六十万五千円という想定でございます。

六番目、五條市衛生センターにつきましては、指定管理者料金限度額として六千四百万円。削減額につきましては、五千二十六万六千円であります。次に七番目、斎場につきましては、指定管理料金の限度額は一千九百六十万円。想定削減額につきましては、一千七百七十七万七千円でございます。

八番目、市民会館につきましては、指定管理料金の限度額は一千二百八十万円。想定削減額につきましては、百七十六万二千円でございます。

次に、西吉野きすみ館につきましては、指定管理料金限度額二百万円でございます。想定削減額は、四百五十三万一千円でございます。

次に十番、大塔の、現在の五條市大塔農林産物等展示販売所でございますが、この施設につきましては、前防邸と同様で、施設の利用料金を頂くと  
いうことで、こちらから委託料を払うということではございません。それで、コスト削減ももちろんございませぬ。

その次、十一番、最後になります。中央公園でございます。これにつきましては、指定管理料金の限度額としては九百万と想定しております。また、削減額につきましては、二十年度の決算額としては人件費は基本的に出ませんでしたので二十一年度の予算額との比較をしますと、約二百二十万ほど出るというような状況でございます。

以上で説明とさせていただきます。(「二十番」の声あり)

○議長(北山和生) 大谷議員。

○二十番(大谷龍雄) それでは、答弁に基づいて再質問します。

指定管理者導入の理由として何遍も明らかにしておりますように、経費の削減と市民サービスの向上というのが、吉野市長始め理事者の皆さん方の理由であるわけですね。そのことを基準に今出されたやつを見ていきますと、一番の体験型観光施設、これはもう市からお金を出さなくて利用料だけもらうという話ですけれども、今まで投入した資金は、市、県、国が出していると思うのですけれども、これからの経費について、何も市が払わないで、営業で上がった利用料をそのまま全部市にもらうということですから、ちょっと余りにも突飛な答弁で、私は理解に苦しむし、指定管理者制度にしているのかどうかという、この辺が判断しかねます。

それと、経費の削減の判断ができないのは、中央公園です。現在人件費は出ていないのですけれども、事業が完了した後は管理者がいるというふうに判断されているのだと思います。だから限度額九百万、市としての提案金額を九百万というふうに出しているのだと思いますけれども、これにしても、そして、これからの各中央公園の施設の維持管理費は本当に何も出さなくて、指定管理者の皆さんでやっていけるのかどうかですね、九百万だけで。これはもう、これがやれたら五條市にとっては特別うれしいことですから、余りにも安すぎて、指定管理者にしているかどうか、これも判断に迷いますね。

それと、もう一つは教育施設。図書館は、私の見解では、五條市の市民の皆さん方に、この変化の激しい時代の中にあって、その変化の激しい時代に役に立つような書籍を皆さん方に提供していくのが図書館の役目ですやろ。これは、やっぱり教育的な判断が要るのですね。だから、図書館法の中には、司書を置かなければならないとなっているわけです。そういった、いわゆる大事な施設を指定管理者にするというのは、これはやっぱり良

くないのではないかと。全国的にはやっていると云いますけれども、私も全国的な状況を読んでいまずけれども、もう図書館の指定管理者は、管理制度は、内部で働く職員さんの対立問題も起きてうまくいっていないですね、図書館はね。どこかと言うたら、また後で地域名もはっきり言いますけれどもね。そして、市の指定する金額が二千六百三十万ということですけども、二十年度の決算で私が調べた経緯を申し上げますと、図書館の経費は年間で、二十年度は一千二百四十五万ですわ。これに正職員五名がおりますから給料三千六十一万、これを足して総経費になるのですけれども、しかし、指定管理者制度にしたならこの五名の正職員は指定管理者に着いていくのと違いますね。五條市に残ってらって、適切な仕事をしてもらって、給料を払っていかねばならないわけです。この五名の中には来年退職される方も、二年後、三年後に退職される方もおるかもわかりませんけれども、こんな五名が五名全員退職しませんわね。そして、単純計算でいけば、三千六百六十一万円の給料は指定管理者以後も市が出さんなるとなったら、差し引いた経費は一千二百五十万ですわ。一千二百五十万しか、今、二十年度で要ってないのに、皆さん方は二千六百三十万の指定料、限度額を明示して、これを決めてもらおうとしているのですよ。こんな、今、年間で給料を別にしたら一千二百四十五万でいけているのに、二千六百三十万も出す必要がありますか、図書館。こんな、経費の削減になつてしません。単純計算。これ、ちょっと答弁してください。

それと、次いきますよ。

賀名生の里歴史民俗資料館も、二十年度の決算で言うたら二百八十二万の経費が要ってますね。正職員が一名、臨時が一名、この方々の給料が七百五十一万ですわ。だから、これも指定管理者にしても、移行した以後は一名の職員、二名の給料はこつちが当分払うことになるのですよ。そして、実際の給料以外の経費が二百八十二万しか要ってないのに、五百二十万もわたすのですよ、これ。わたすというのは語弊がありますけど、限度額を五百二十万に設定しますね。こんなもん、経費が余計に要るん違いますか、これ。

西吉野コミュニティセンターを申し上げますか。これも、二十年度の決算は六百十五万ですわ、歳出。歳入は三十七万です。そして、正職員が一名、臨時一名、この方々の給料が別に八百四十三万円ですわ。だから、ここでも正職員一名と臨時職員一名の八百四十三万は、これから指定管理者にしても払っていかねあかんわけです、市側がね。残るわけですから。実際の経費は六百十五万、歳入の三十七万を引いたら六百万切れるのに、皆さん方、限度額を九百六十万にしようと言うとるんですよ。こんな経費の削減になりますか。正職員や臨時職員の皆さん方は、一遍に解雇できないのですよ。その皆さん方、全部市に残るのです。それを差し引いた限度額にせな、そんなもん、これでいったら全部経費削減になっていません。今まで以上に要りますよ、これ。

もうちょっといきますよか。説明しますよか。

人権総合センターはね、昨年度で歳出経費四千三百六十七万要っています。正職員五名ですけれどもね、この五名の給料は三千二百六十八万です。しかし、この三千二百六十八万の給料は四千三百六十七万に入っているのか別なのか、決算書ではなかなかわかりにくいですよ、これ。だから、これは私も自信がないから、現状だけ言っておきます。しかし、皆さんは、限度額を二千万、明らかにしているのですよ、今。

衛生センターいきます。五條市衛生センターの二十年度決算は、一億四千九百八十五万、歳入の決算では、料金は六千九百九万とプラス一千二百五十二万、大体これで八千万です。歳入八千万、歳出が一億四千九百五十万。そして、職員は、正職員六名、臨時二名。これで給料四千六百十七万ですわ。これも、なかなか決算書の中では、一億四千九百八十五万の中の経費に入ってしまったのか別なのか、わかりません。これ、正確にちょっと後で計算してください。しかし、職員の給料を別に考えても、大体一億五千万円から八千万引きますと、大体七千万の経費に対して今の五條の限度額は六千四百万。こんな削減になっていませんよ、これ。えらい削減になりませんよ。そやから、こんなは慌てたらあきませんのや、こんな。特別の法律に基づいてやっておることですやろ、これ、し尿処理センターみたいな。廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、ボーンと頭にあるわけです。ごみや、し尿処理の責任は、市町村の責任。県、国の責任なんですよ、これ。だから、こんな特殊な法律でやっている大事なこの事業を、こんな簡単に、指定管理者にするべき違いますやろ、これ。まだその途中に建て替えなあかんかわからんわけです、これ。大きな金がかかることは、目先に待ち受けておるのに、何でこんな慌てて指定管理者にする必要があるんですか。こんな慌ててするのだったら、もっと正確な資料出さなあきませんで、こんなもん。

次、いきますよ。

斎場は、昨年の歳出経費は六千四十二万ですわ。この中で、斎場利用料が一千六百五十七万、大体これで差し引いても四千万。職員が二名、臨時が一名、この人らの給料が一千八百十一万です。だから、この点について限度額が一千九百六十万円ですから、これは経費の面では、えらいまた、がた減りですけども、しかし、斎場という重要な行政の業務を指定管理者にしていいかどうかですね。

市民会館、昨年度決算額、歳出九百九十万、利用料二百六十七万。これ引いたら、経費は大体七百万ですわ。職員一名、臨時一名、嘱託一名で八百七十六万。これも、決算上では八百七十六万の給料を歳出の九百九十万に足していいものか、引いていいものか、これもなかなか難しいですね。これはまた、後日正確に調査しますけれども、今部長の言うた限度額が一千二百八十万ですね。えろう安くなってないんですか、一千二百八十万も出すんやったら。昨年の歳出経費が、九百九十万しか要ってませんねん。その中で、二百六十万歳入があるから、差し引いたら七百万しか要ってないのに、限度額一千二百八十万も出すのですよ、市民会館。こんな、私かって一〇〇パーセント自信あるとは言えませんが、ややこしいか

ら、決算書の調査は。こんなん、もつと皆さん、正確な資料を出さなあきませんで。

大体、中央公園も申し上げましたように、私の調査の判断ではそういうことです。だから、職員さんは残ってもらわなあかんのやから、この人らの給料は当面市が出さなあかんのやからね。そのことを考えたら、当面実施した一年、二年、三年は、経費削減減りますよ。経費が増えますよ。今の限度額の金額ではね。ちよつとその点、市長、先ほど部長が答弁したから、市長が総合的に答弁してください。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 言うていること、全然見当違いらしいので、ちよつと担当者から説明させます。

○議長（北山和生） 辰巳公室長。

○市長公室長（辰巳信也） たいだいま議長より発言のお許しをいただきましたので、自席より失礼いたしましたして二十番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ご存じのように、本市の職員定数につきましては、集中改革プランに基づきまして適正化に向けた取組を進めているところでございまして、勸奨による早期退職者にあつては、本年度の予定者を含めまして過去三年間で七十一名となるとございまして、定年及び自己都合による退職者も含めるとすれば、総計百九名となる見込みでございまして、

一方、新規採用者につきましては、同じく過去三箇年におきまして、十津川村消防事務委託に係る採用予定人員を除けば総計で二十一名となる見込みでございまして、

なお、定員の適正化に伴いまして、新規採用予定人員につきましては、原則といたしまして退職者の三分の一の数といたしておりますので、本来過去三箇年におきましては三十七名の採用が必要となつておりましたところ、制度の導入等を見据えまして、現在二十一名の採用にとどめたところでございます。不足分につきましては、当該計画施設における現正規職員、先ほどお話ございました十四名をもつて十分補うことが可能だと考えております。

なお、制度の導入によります財政効果という点についてでございますが、十四名分の新規採用職員の抑制分といたしましては約六千万円程度、別に見込まれると試算するところでございまして、

以上とさせていただきます。（二十番）の声あり）

○議長（北山和生） すみません、大谷議員、この際申し上げます。

議員の一般質問の残り時間十五分ということでございますので、御理解の上、御発言願います。大谷議員どうぞ。

○二十番（大谷龍雄）今上程されている指定管理者制度の施設の職員を全部含めた数を言っておきますよ。正職員が二十三名、嘱託職員三名、臨時職員十五名、合計四十一名です、今指定対象になっている中で働いている人、二十年度でね。この二十三、三、十五の合計四十一名が、この議会で認定されて、指定管理者に移ったら、こんな一年や二年で全部自然退職されますか。その辺の計算はされているのかどうかね。今の答弁ではわかりませんから、簡単に言うといてくれますか。

○議長（北山和生）辰巳公室長。

○市長公室長（辰巳信也）今年度、二十一年度の十一施設の職員配置でございますが、正職員は十四名、嘱託は十一名、臨時が十名の三十五名となっております。また、嘱託の十一名のうち七名は今年度いっぱい終了予定でございますので、もう一年という期間の方は三名ということになります。以上でございます。（二十番）の声あり

○議長（北山和生）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）いずれにしても、やはりきょうはもらえませんでしたけれども、これからの各常任委員会にはちゃんと議員さんの質問に答弁できる正確な資料を準備されることを強く要求しておきます。

最後に、ちよつともう一点、指定管理者で質問しておきますけれども、既に前回の議会で決まっておりますけれども、阿田峯公園の指定管理料は一千九百九十万円で業者が決まっていますね。阿田峯公園の五條市の提案金額は、年間一千六百万です。二十一年十月一日から二十二年三月までは六百九十五万、二十二年一年間で一千九百九十万、二十三年一年間で一千九百九十万で合計三千八百七十五万ですわ。だから、一年当たりは、市は一千六百万円の提案金額を示して、受けた業者は一千九百九十万で受けているわけですね。ところが、阿田峯公園の二十年度の決算を調べたら、歳出は二千二十九万なんです。歳入が九十一万、職員は正規一名、臨時四名ですけれども、給料は一千四百八万です。この状況の中で、給料は阿田峯公園の場合の中には含まれていますからね、給料を二千二十九万から一千四百八万引かなあきませぬ。そしたら、実際の経費は六百二十一万ですわね。六百二十一万なのに、市の指定金額が一千六百万円で、受けた指定管理者が一年間で一千九百九十万。この三箇年で三千八百七十五万で受けているのですけれども、これは、私は、えらい経費以上の指定金額を計算したのではないかなというふうに判断しますけれども、これをひとつ答弁しておいてくれますか。

○議長（北山和生）ちよつと待ってくださいね。森本建設経済部長。

○建設経済部長（森本元三）ただいまの大谷議員さんの御質問にお答えします。

阿田峯公園につきましては、二十年度人件費は含まれておりません。

阿田峯公園の五條市の限度額、半年七百万に對しまして、業者提案が六百九十五万円。一年間になおしますと、一千六百万、業者が一千五百九十万、これで人件費の削減を行ひまして、提案を一年間一千六百万という形で行ひました。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）計算はややこしいですけれども、阿田峯公園の指定管理者は二十一年十月から二十四年三月までの二年半の契約になりますね。だから、これ全部含めたらややこしいですから、私は二十年度の決算だけを基本に、一年間の経費を表したわけですね。二十年度の決算から、阿田峯の一年間の経費と言うたら、そちらからもらった資料には二千二十九万ですわ。一年間で二千二十九万です。その中に一千四百八万の給料は含んできませんや、皆さんの説明から言うたら。そして、職員はうちに残るのやから二千二十九万から一千四百八万引いたら、実質経費は六百二十一万ですよ。六百二十一万しか要ってないのに、皆さん方の指定金額は一千六百万円、提案金額を挙げて、受けた業者は一千五百九十万で受けていますのや、これ。これは余りにも、受けた業者にえらいサービスしているのと違いますか。今わかれへんだったらよう調べてください。

時間ないから次にいきますよ。次、いきます。よう調べてください。後で正確な資料を渡してください。

市議會議員の資料要求における公文書の閲覧及び写しの交付に関する今回の措置の問題点についてですけれども、吉野市長、質問しますよ。

あなたはこの間の議会議運営委員会のために、北山議長に對して、議會議員の資料の要求、公文書の閲覧及び写しの交付についてということで、要請されておりますね。その具体的な内容は、資料の要求等については、別紙資料要求依頼書に基づくこと、公文書の閲覧及び写しの交付については情報公開条例に基づくことという内容の依頼をされて、そのことが議運で審議されて、一応我々にもその請求資料が下りてきたのですけれども、この下りてきた資料要求依頼書というところの中に、一番最後、依頼書の受付と課長決裁後、資料の閲覧及び写しの交付等を行ってください。その後、依頼書の写し、提供した資料の写しを庶務課まで届けてください。こうなっているのですね。これね、依頼書の受付、課長決裁後、資料の閲覧となるのですけれどもね、吉野市長もご存じのように、役所の資料というものは膨大で、複雑で、いろいろありますけれども、しかし、その中には簡単に公表してはいけない、国の法律に引つかかるような個人情報保護条例に引つかかるような内容とか、いわゆる情報公開条例の対象になっているようなやつは、申請して、決裁後しかもらわれないというのは仕方がないと思います。しかし、吉野市長が今この議会、月曜日に開かれまして、議会当日、この本会議場に提出した議案の中身を聞くだけでも、皆さんの、課長決裁後にしか渡せないと言うたら、これはちよつと行き過ぎ違いますか。

地方自治法百十五条には、議会は原則公開となっているわけですが、公開。必要あるときは、議長が議員に諮って非公開にできるけれども、議会は原則公開となっています。この公開は、議員に対してだけ違いますよ。一般市民の皆さん方に対して公開しなさいと、こうなるんですよ。だから、重要な会議に市民の皆さん方が傍聴させてくれと言うたら、原則公開ですから、傍聴に参加していただくということが、これからの五條市としても、議会としても目指していかないかんことだと思えますけれども、いわゆる傍聴の公開とともに記録の公開も、地方自治法百十五条に含んでいます、記録の公開。皆さん方から、市長からいただいた議案書の中身の数字を調べるだけで、課長の決裁がなかったら担当職員が出せないというのは、これはちよつと、地方自治法百十五条の原則公開の法律からいえば行き過ぎ違いますか。

吉野市長、答弁してください。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 資料の要求における公文書の閲覧及び写しの交付に関する今回の措置の問題点について、お答えをいたします。

議会議員の資料の要求、公文書の閲覧及び写しの交付につきましては、以前より情報公開条例等により実施してきたところですが、複雑多岐にわたる事務の適正化を図るため、議会議員の資料の要求等については、要求者の氏名、要求する資料の名称や内容を記載した資料要求依頼書を提出していただくものであります。

従来においては口頭での請求に対し、課内での調整もほとんどないような状況において資料の提供を行ってきたものでありますが、提供する資料の中には個人情報に記載されている場合や意思形成の十分に行われていない資料などがありますので、少なくとも部課長においては責任上把握すべきものであり、全く知らなかったということではなく、後日問題が起きてくる可能性も否定できません。

こうしたことから、今般、資料要求依頼書の提出をお願いするものであります。

なお、議会における審議のために必要な資料の提出等について、緊急性、重要性を考慮し、速やかに資料提供ができるよう協力していきたくと考えております。議員各位においてこの点を十分に御理解いただきまして、今後、より一層の事務の適正化に御協力いただきたく思っております。

そして、今いろいろ傍聴も含めて、公開が原則、できるだけ速やかに我が議会も、テレビまたインターネットを通じて公開の方向でいきたく思いますが、私の方に入ってきておりますので、速やかに、これからテレビ公開、またインターネットで皆さんだれでも見てもらえると、これが情報公開でございますので、そういう方向で、また条例もお願いしていきたく、そのように思っております。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生）以上で二十番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日十一日午前十時に再開し議案審議を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十分散会